

## 議 事 日 程 ( 第 3 号 )

令和元年9月13日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

### 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第53号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第54号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第55号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第56号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第57号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第58号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君						

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	堀 修 君	企 画 課 長	高 橋 務 君
産 業 課 長	佐 藤 啓 之 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
健 康 福 祉 課 長	中 川 三 彦 君	町 民 課 長	高 橋 晃 弘 君
会 計 管 理 者	佐 藤 光 弥 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
教 育 委 員 会	高 橋 善 之 君	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君
教 育 課 長			
選 挙 管 理 委 員 会	土 門 茂 君	代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君
委 員 長 職 務 代 理 者			

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議 事 係 長 東 海 林 工 里 書 記 瀧 口 め ぐ み

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（菅原和幸君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（菅原和幸君） 9月11日の本会議におきまして、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、議事進行に当たってはよろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては佐藤正喜選挙管理委員会委員長が所要により欠席のため、土門茂委員長職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、報告します。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第53号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）、議第54号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第55号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第56号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第57号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第58号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上6件であります。

お諮りいたします。6議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

なお、討論、採決につきましては各議案ごとにそれぞれ行うことといたします。

上衣は自由にしてください。

それでは、補正予算の審査に入ります。

1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） おはようございます。

（「委員長だって。委員長」の声あり）

1 番（本間知広君） すみません。委員長。失礼しました、委員長。このように初めてでございますので、何かと質問の内容も拙いものになろうかと思えますけれども、素直に聞きたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

まず初めに、53号、歳出の部分の財政調整基金について質問いたします。財政調整基金ということですので、簡単に言うと未来の財政への貯金という認識でおりますけれども、これ補正の前の額がちょっと単純にわからないのでお聞きします。補正前180万円ほどでございますが、補正で2億3,000万円というふうにとんと出ているのですが、余りにも金額が違い過ぎるなということで単純にちょっと思ったものですから、普通といえば決算を出すときにある程度見込みみたいなものもあるのかなという感覚もありますので、初めてなのでお教えいただきたいのです。こういうふうな補正で出さざるを得ないのか、ちょっとそこら辺お教えいただきたいと思えます。お願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

財政調整基金ということで委員がおっしゃられたとおり将来の備えという部分と健全な財政運営のための資金に充てる基金ということであります。今回補正をさせていただいた2億3,065万4,000円につきましては、これは平成30年度決算における実質収支額、これは形式収支5億2,877万5,000円から前年度繰り越し財源であります6,746万7,000円、これを引いた額が実質収支額になるわけでありまして、これが4億6,130万8,000円、この約2分の1相当額を積み立てさせていただいたものでございます。なぜこの時期にというお話かと思えますけれども、平成30年度決算が確定した後でないという単価計上できないという部分もございまして、9月補正に計上をさせていただいたということでございます。

委員長（菅原和幸君） 1 番、本間知広委員。

では、これは毎年こういう形でこういう補正で出るということの認識でよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

必ずということはないということでございます。繰越金が出ない年も可能性としてはあるわけでございますので、そういったときには要するに貯金であります基金ができないということも可能性としてはあるということでございます。

委員長（菅原和幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 理解いたしました。

それでは、これまでの財政調整基金の経緯といいますか、金額がどういうふうに変ってきているのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

これまでの経緯というお話でありますけれども、今現在押さえている数字といたしましては、平成30年度末現在の基金残高ということで12億6,655万1,632円という残高でございます。これは、来週決算の審査をしていただきますけれども、決算書の150ページにも載っている数字でございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ふえているという認識でよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

町長のほうから資料をいただきましたので、決算状況の推移、これ町長の資料に昭和39年からデータあるようでございます。ポイントだけ申しますと、平成3年の段階では5億3,979万9,000円、平成20年の年には3億347万円、平成30年度には12億6,600万円と、基金としては適正な水準でなされているということが言えると思います。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。ふえているということでございます。

それで、基金これだけではなくて、要するにいろんな積み立てがあろうかと思うのですが、実質的な町民の負担額、これを総合的な数字で構いませんので、ちょっとお教えいただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

基金の種類はいろいろありまして、かなりその目的に沿って積み立てている基金がございます。これの総合計という意味でよろしいのでしょうか。

（「はい」の声あり）

総務課長（堀 修君） 平成30年度末の基金の全体の現在高ということで申しますと……全体の決算年度の末の現在高という数字で申しますと、30億160万2,745円という数字になってございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） これ本来先ほどもお話出ましたが、決算のときに聞く話なのかなと思うのですが、ちょっと本当数字を見て驚きましたので、ちょっと補正のときも聞かせていただきました。今何が言いたいかというと、人口が今減ってきている中で、要は財政的に町民1人当たりの実質の負担額がどうなっているのだろうと。基金を積んではいるのですけれども、減っている分実質的には変わらないよとかということなのか、もしくはそうやってやりくりをして、財政うまくなっていることによって実質的な金額というのは減っているのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

町民1人当たりの借金額の推移という部分につきましては、平成20年度の当時の町民1人当たりの借入

金の実質負担額という部分につきましては、当時の人口で単純に割り返した数字ではありませんけれども、これが1人当たり38万7,631円、平成30年度の段階ではどのくらいかと申しますと町民1人当たり20万2,555円ということで、ここ10年で1人当たりの借金額はかなり減っているという状況でございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 人口はこれからも恐らく減っていくであろうと思われる中で、これだけの実績を出しているということでもありますので、相当財政のほうとしてはやりくりをしてやっていらっしゃるのだろうということがわかりました。これからもしつかり頑張ってやりくりをしていただきたいと、安心できるようにやりくりをしていただきたいというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） ただいま財政運営というような部分で、財政調整基金含めての基金全体についてのご質問ございました。私のほうからも少しお話をさせていただきますと、ただいまご質問いただきました財政調整基金につきましては、一般会計の予算の中で使い道が特定されていない財源として基金があります。したがって、財政運営の柔軟性を高めていくという意味では一定規模の財政調整基金を保有していることによって非常に将来的にもその部分を生かしながら財政運営が可能であると。一方では、そのほかに先ほど30億円くらいの基金があるという総務課長のほうから説明ありました。そこについては目的基金ということで、一定の目的、そのために基金を形成しまして、その基金を活用する部分についてはこういった場合に活用できますよということを基金の条例の中できちんと定めております。そのときにそれを使うことができると、こういった形で進めております。財政調整基金についてもどのくらいの規模が適切なのかという明確な指針はございません。ですが、一定時田町長が就任した時点では3億円台の金額であったというふうに認識しておりますが、非常に厳しい財政の状況、それ以前ございました。いわゆる小泉改革というような状況の中で、年々交付税が減っていくという中で、財政調整基金を一定組み入れながら予算編成をしなければならないというまた状況がございました。この財政調整基金については、今だんだん議会の中でも当時私も財政を担当させていただいておりましたので、目標を持ってその規模を確保してきました。まず最初に目標にしたのが標準財政規模という町の規模が、財政上の規模がございしますが、この約1割程度ということで、4億円から5億円程度を目指しました。その次にはやはり将来の庁舎建設とかいろいろなまちづくりセンターの建設云々というようなことがございましたので、学校については義務教育施設整備基金というのがありましたので、そういった部分を大まかに捉えながら、やっぱりそこはまだその段階では財政調整基金を一定確保することによって対応していこうという思いの中で、おおむねその規模の2割程度、つまり8億円から10億円程度を目標にしてきたというようなことで、おおむね何ルールはございませんけれども、そういった中で2割から3割程度、そのくらいが適正なのではないですかというようなことは県とのヒアリングの中でもいろいろお話をいただいたところでございますが、そのことを目標にして大体10億円程度というようなことを念頭に置きながら財政運営をさせていただいてきたということがございます。

そして、先ほど今回の補正の部分でのお話ございましたけれども、そのことについては繰越金については、繰越剰余金、繰越金が毎年決算に伴って発生するというのが健全な財政運営の中においては至極当然な状況であります。その中において、その剰余金については地方財政法の中で2分の1を基金に積むか、

もしくは借金、起債を返済する、それに充てなさいということでございます。借入金については、返済、繰上償還という形で行ってございますが、繰上償還できる借金とできない借金という部分がございますので、全ての借金を繰り上げできるわけではございませんが、その年々発生した金額と抱えている借入金の状況、それから基金の状況をにらみながら検討をした上で、どちらのほうの取り扱いにしていくかということを見せていただいて、9月の議会等々で補正をさせていただいて、基金に積む、もしくは繰上償還で借金を返す、そちらの道を選択しております。では、残りの2分の1はどうなのかというと、全体の中で補正財源としてこれを使わせていただいているという形であります。そういった形で財政の基金の適切な形、それから先ほどありましたけれども、1人当たりの借入金の状況も報告ありましたけれども、そういった状況をにらみながら運営をさせていただいているということで申し添えさせていただきます。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） 先ほど町民1人当たりの借入金の実質負担額ということで、平成30年度分20万2,555円ということでお答えしましたけれども、正しくは平成30年度分22万6,279円ですので、訂正のほうをよろしく願います。ということで、平成20年度分が38万7,631円ですので、ここ10年間で1人当たり16万1,352円減っているという状況でございます。よろしく願います。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 本当に丁寧な説明、どうもありがとうございました。理解いたしましたので、これからの審議に生かしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

もう一点だけよろしく願います。議案の11ページ、総務費の8番、その財政調整基金費の下、企画費の13、委託料。

（何事が声あり）

1 番（本間知広君） すみません、9ページです。すみません。失礼しました。9ページです。緊張しておりますので。すみません、9ページの8、企画費の中の13の委託料、これは説明によりますと舞鶴地区若者定住促進事業ということで、合計2,500万円計上されておりますが、測量と設計ということでありまして、単純にこれだけの事業が当初予算にのらなかった経緯をちょっと、理由というか、あればお教えいただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この若者住宅の造成につきましては、場所につきましては、きのう資料配付をさせていただきましたけれども、子どもセンターの北側になっております。面積約0.9ヘクタールほどございますけれども、これまでまちなか駐車場ということで東西に2つに分かれた形で用地が、町の土地がありましたけれども、その挟まれた約3,800平米について、所有者との町で購入することの交渉をしてきましたけれども、やっとその購入のめどが立ったというふうなことでありまして、その関係で町で今住宅分譲地がないということもありますので、若者定住向けにぜひ住宅地を分譲したいというふうなことで測量設計の補正の予算要求であります。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 購入のめどが立った時期の関係でということで認識をいたしました。ありがとう

ございます。

これ分譲というお話でございましたが、何世帯分を想定をしているのでしょうか。お教えてください。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

造成地全体では大体16から20区画程度というふうなことで考えているところでございますけれども、測量設計をしてみて、どういった形が可能なのかというふうなことが出てきますので、そこで確定をさせていきたいというふうに思っているところであります。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） わかりました。16から20を想定していると。

続きまして、大体売り値といたしますか、そこら辺は今のところどうでありましようか。お尋ねいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 分譲価格につきましては、今のところまだ検討段階というふうなことでございます。土地の取得価格、それから造成費等もあるわけですが、一方で若者のいわゆる取得しやすい金額というふうなこともあろうかと思えます。周辺との実勢価格との比較含めて、そういった総合的なことを検討しながら分譲価格については決めていきたいというふうに思っておりますが、売り出しの前くらいになるのかなというふうなことで考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。わかりました。よろしく願います。

それで、若者定住促進という文言でございますので、購入するに当たり、何か条件、縛り等はあるのでしょうか。お教えてください。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えいたします。

今のところ想定をしているのがおおむね40歳未満のご夫婦の方というふうなことで想定をしているところであります。そういった方につきましては、現在も新築等の場合について町の支援制度もありますので、そういった支援制度を活用できるような形で条件については決めていきたいというふうに思っているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。まだ測量の段階でございますので、まだまだ目に見えるようになるには時間がかかるので、このぐらいなのだろうなというふうには思いますけれども、分譲して家が建って、にぎやかになればいいかなというふうには思いますので、順調にいくようにしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、もう一点聞きたいと思えます。同じページです。9ページの9番、電子計算費でございます。9の合計が、補正の合計が878万5,000円、説明のこちらの補正予算の概要の資料と若干内訳が、金額ちょっと違っておまして混乱をしたのですが、これ足すと878万5,000円になるということでしたので、多分内訳の関係だろうというふうに思いますが、11番の需用費の部分で18万2,000円、消耗品費、これは説明

によるとソフト分、これちょっと18万2,000円の説明をお願いしたいのですが。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

消耗品費ということで18万2,000円であります。これにつきましては、セキュリティー対策ソフトが現在入っていないパソコンに入れるということで、セキュリティー対策ソフトの購入費用であります。1本5,500円のを30本購入したいということで、18万2,000円を計上させていただきました。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） すみません。イントラネットのほうに入っていたのですね。この辺ちょっとごちゃごちゃしてしまっていてわからなかったものですから、恐れ入ります。

続きまして、13番の委託料、446万円、これシステム改修委託料というふうに書いてあるのですが、これは多分人事給与システム会計年度云々ということが主なことなのだろうと思いますが、会計年度任用職員制度、これ議第60号ですか、そちらの兼ね合いでしょうか。お聞きします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回システム改修委託料ということで446万円補正をさせていただきました。その446万円のうち、300万円が人事給与システムの要するに今委員がおっしゃられたとおり、会計年度任用職員に対応するための人事給与システムを導入したいということで補正をさせていただいたものでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 認識いたしました。ありがとうございます。これは、要するに議第60号が承認されないということでの補正の部分ということで認識をいたしました。

続きまして、15番です。工事請負費でございます。382万7,000円。15番です。伝送路改修工事費ということで、これはイントラネットの火災による光ファイバーの修繕工事費ということでございますが、これ火災、どこの火災なのでしょうか。どこの地区なのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをします。

今年度吹浦地区宿町でありましたけれども、住宅火災がありました。その際の火災に伴いN T T回線、それから町のイントラ回線が火災により焼失したという部分についての改修工事費用でございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。切れたものは直さないといけないので、よろしく願いたいと思います。

以上、私のほうからは質問は以上です。ありがとうございました。

委員長（菅原和幸君） これで1番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） おはようございます。きょうは朝から気持ちのいい天気、頭のさえるところがあるかと思しますので、皆さんからもご答弁をよろしく願いたいと思います。

それでは初めに、私のほうからは議案書の11ページになります。款6農林水産業、項3の水産業、目の



水産業費というところに節16原材料費9万8,000円、カキの種苗、本日資料もいただいておりますので、ぜひ質問をしてくださいという意味での資料だと思いますので、この9万8,000円について、カキの値段とどのくらいの数になるのか、その辺のところよろしく願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今回計上しました岩ガキの種苗につきましては、現在のアワビの循環槽を利用して試験的に養殖したいと思い計上したものでありますけれども、実際の購入数であります。岩ガキの種苗100個がホタテの殻1枚についておまして、そのホタテ殻600枚ということで、単価が130円でありましたので、消費税込みで8万5,800円ほどかかっております。そのほかにこん包資材費としてホタテ殻が4箱に分かれてきますので、その分が1万2,000円ということで計上させていただいております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明を受けました。実はことしで2回目になると思うのですけれども、吹浦の漁協を中心として牡蠣まつりというのが吹浦で行われておまして、結構盛んになっています。今回は800名くらいの来場者がおられて、予想外、最初は当初は300名の予想をしていたのですけれども、それを上回る方々が全国から来てくれたというお話を実行委員の方から伺いまして、カキに関しては例えば遊佐産のカキという名前のブランドになると値段が大分違うというお話がありましたので、そういったところこのカキに関しましての飼育実験になると思うのですけれども、どのくらいの期間を見て、どういう目的で購入するのか教えていただきたいのですけれども、よろしく願います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

遊佐産の岩ガキにつきましては、非常に身も大きくて、ぷりぷりしているという特産品になっているものでありますけれども、今回我々が購入しようとしている岩ガキの種苗につきましては6カ月ほどで殻のサイズで七、八センチ程度の小さい小ぶりのものになります。養殖したものをシーフードショーとかで見ますと実際の市場に出回っているものがそういった小さい小ぶりのものが主流となっているということでありましたので、まずは特産品の遊佐町の自然の天然の岩ガキとは比較になりませんが、市場に出回っている小ぶりのものについて、一応養殖をしてみたいということで計上しております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 期間も短く、小ぶりということではありますけれども、一応遊佐産のカキという形で出荷するというような形でよろしいのでしょうか。そういう目的でよろしいのでしょうか。願います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

遊佐町の漁村センター周囲の海水を利用しておりますので、遊佐町産ということに変わりはないと思いますが、まずは販売というよりはどのくらい成長するのか、どのくらい、結局ホタテ殻1枚について100個ついている種苗でありますけれども、6カ月程度しまして成長するものについてはその100個中4個から6個という話でありますので、それを一口サイズのものとして試食をしてみたいということでありまして、

販売までは今のところ考えておりません。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 私としてはとても明るい情報ではないかなと思っております。先日アワビの質問をさせていただきましたけれども、アワビよりは先が見えている水質実験ではないかなと、これよりは期待をしているところであります。また、遊佐町の漁業の方々もありますけれども、今とる漁師からつくる漁師へというふうな認識が多分大きくなってきているのではないかなと思っております。その辺のところ、遊佐町の漁業との関連はいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

特に天然の岩ガキの漁とは競合しない今回の岩ガキの養殖ということになりますので、天然物につきましては現在岩場が少しずつ漂砂によりまして減少しているということもあります。その影響で県の事業を利用して岩ガキの増殖礁を設置をしましたり、あるいは藻場の造成ということで天然のものにつきましてはそういった形で対応させていただいております。なるべく漁業者の方とは競合しないような今回の養殖の形態になりますので、その辺は区分けしながら今後とも天然のものは天然物としていっぱいとれるように手を入れていきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） いろいろとかみ合いも出てくるかと思っておりますので、その辺のところはよく協議をさせていただいて、これから一応予算のほう9万8,000円という形で補正が上がっておりますけれども、これについてはその実験の内容によってはまた次年度もあるという形の認識でよろしいのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今回の種苗につきましては、今の今秋、秋ごろから、10月、11月ごろからの養殖実験ということになりますので、6カ月という期間でありますから、まずは夏前には出荷できる一口サイズになろうかと思えます。ですので、新たな産卵する前に出荷という形になります。まずはそういうふうにつつのかどうかという形と、あとどういった大きさになるのか、味のほうも皆さんと一緒に試食できればと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 来年の夏ごろということでしたので、そちらのほうは楽しみに皆さんで待つていようかなと思っておりますので、ぜひやはり新しいものを試すのもなかなか大変だとは思いますが、副町長さんも言っていましたけれども、やはりやることでまた附則していろいろなものがついてくるということが答弁の中にもありましたので、まずは明るい素材として進み方を見守っていきなさいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、次の質問に移ります。同じページ、款7商工費の項、商工費、目2の商工振興費、その中の節15の工事費1,209万円、設備工事費とありますが、内訳をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

工事費1,209万円の内訳であります。旧八福神の活性化拠点施設の工事費の増額分として1,100万円を計上しております。それから、商工振興費としての町営駐車場の区画線工事の分が36万円、それから地域交流センターの管理費として遊佐駅前のバスの転回所の区画線工事でありますとか、そのほか駐車場の区画線工事、外タイルの張りかえ工事等を含めまして73万円を計上しているところであります。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明がありましたけれども、旧八福神の設備工事費という形で今回計上もあるということだったのですけれども、先日の本間議員の一般質問の中では、答弁の中では3,050万円の予算が計上されていると言いましたけれども、この辺のところ、どういったところがふえているのか、ご説明をお願いできますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

たしかその答弁の中でも申し述べたとは思いますが、当初の概算の概算で当初予算にのせている3,000万円という数字でやりましたので、今回保健所の指導等もございまして、同じ加工所の整備するエリアの中にトイレの設置も考えたところでございまして、これまで区画のほうは台形になっていましたところ、直線にして四角にするということもございました。そのために実施設計を見直しましたところ、約1,000万円ほど増額になったというふうな状況であります。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明がありまして、最初は概算の概算だということですが、加工所に使用するということがわかっていたことだと思いますので、概算の概算で予算をとるというのはなかなかやはりある程度見積もり等もとっておいてのことだと思いますけれども、今回トイレの設置、保健所、衛生上の問題もあると思います。トイレの設置にはわかるのですけれども、何でこう概算の概算で3,000万円という形になったのか、もう一度お聞きします。よろしくお願ひします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 3,000万円という数字につきましては、その当時の時点で仕切り、壁なんかもそのまま残したままで加工所にした場合幾らになるかという概算で出したものでありますので、今回は先ほど申し上げましたようにその区画の部分も台形からそれを直線にして四角に直しているということもあります。なお、加工施設の中に設置するシンクとガスレンジの2セットあるいは調理台の2セットも追加で設置をするということになりましたので、その分も精査した結果、今の金額になったというところであります。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 何で意外とシビアなことを言うかといいますと、一般質問でも言いましたけれども、1,000万円という金額は例えば行政の補正の中では言葉ではそんなに重くはないのかなと私としては感じます。やはり一般町民からしてみれば1,000万円というのはなかなか重い金額であります。私も家庭を持っています、子供も3人おります。収入で一家を養うというのはなかなか大変なものです。ですから、皆さんからもやはりそのお金のとうとさというか、金額のとうとさをぜひ、知っているとは思いますが、簡単に1,000万円、2,000万円の補正とやってやっぱり言ってもらいたくない気持ちがありましたの

で、こういったお話をさせていただいたところであります。トイレ改修、こちらは多分食品衛生法については必ず必要なところではあると思います。あと、手洗いなんかもふやしたりとかいろいろと食品衛生に関しては衛生法がありますのでいろいろな課題があるかと思っておりますので、ぜひ事前にそういったところも調べまして、今度予算をとられるときはやはりある程度少し多目の予算を見ていただくか、概算の概算という言葉はなくして、ぜひそんな形でしっかりと予算をとっていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かに委員おっしゃるとおり1,000万円という金額でありますので、通常の家からすれば大変高額な金額になっていると思います。我々としても町民の税金から事業を行いますので、その辺は十分考慮した形での今回の設計の変更ということになっております。まずはなるべく経費をかけないで町民が使いやすい加工所にしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからなるべく経費をかけないでという言葉いただきましたので、私のほうでも前向きに考えさせていただきながら、また次の質問へと移らせていただきたいと思います。

それでは、変わりましたページ数が12ページになります。款10教育費、項1教育総務費、目の7通学対策費、節の15に施設改良工事173万8,000円、バス停の施設ということで予算が上がっております。その内容を伺いたしたいと思います。お願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

ことし12月1日から、11月1日からバスダイヤの冬期ダイヤが始まるわけですが、降雪期であります12月1日から来年の3月の17日までの冬期間、1キロ未満の通学距離の生徒に対してもバス乗車を許可するというようにしております。その関係で新たにバス停を設置しなければならないという箇所が4カ所ございますが、その中で野沢集落のバス停につきましてはスーパー農道のところに出てきていただいてバスに乗車していただくということになりますが、吹雪、風が非常に強い場所ありますので、子供たちがバスを待っている間に入るバス停留所を設置しなければならないということで、その工事費でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 私の一般質問の中にもありましたけれども、早々に検討していただいたことには感謝を申し上げたいと思ひます。この工事費の173万8,000円に関しましての内容といたしまして土地代はいかがになっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

場所は、ちょうど花壇がある歩道のところを活用いたしますので、町道の敷地内ということで、土地代については計上してございません。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) 町の所有ということ、町道ということで土地代は発生しないということでありましたけれども、一般質問の中でもありましたけれども、野沢の旧バス停といいたいまいしょうか、町なかのあの広場という形の認識でよろしかったのでしょうか。あの付近ということでもよろしかったのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) 集落内のかつてありましたバス停を望む声もごさいますが、今回計上させていただきましては集落内ではなくてスーパー農道、かつて県道だったところ、あそこまで集落から出てきていただいと。といいますのは、やはり集落の中に中型バスが乗り入れた場合に通り抜けができないという状況でございまして、そのような措置で考えてございまして。

委員長(菅原和幸君) 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) 実は一応前回の一般質問の中では集落の中の旧バス停の場所という形で私は認識しておりましたので、今回県道に近いということは、やはり野沢地区の子供たちは例えば遠いところは神社のほうまであるわけですね。そこから歩いて朝来る子たちもいるわけですね。例えば両親から送って、家族から送っていただくことも可能ではあると思うのですが、歩いてこられる方もおられますので、県道となりますとかなり野沢地区の外れから県道までというのは結構時間かかると思うのですが、子供たちの健康も考えてはおりますけれども、その辺のところはもう既に確定ということでもよろしいのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) お答えいたします。

確かにおっしゃるとおり集落内のバス停を望む声は依然として強いということから、そちらのほうに何とか停留所を設けられないかということも検討しつつございまして、まず今のところそちらのほうはまだ難しい状態には変わりませんので、現段階では予定どおり道路の歩道を活用したバス停の設置ということになってございまして。

委員長(菅原和幸君) 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) 予定どおりということではありましたが、こちらのほうはPTAのほうにはご説明はもう既に済んでいるという形でよろしいのでしょうか。お願いします。

委員長(菅原和幸君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) お答えいたします。

このバス停の設置につきましては、野沢3集落の区長さんのほうにもご相談申し上げまして、同時に保護者の方にもその旨を伝えておいて、先般集落内の生徒の保護者の方にはバスの乗車は希望制になってございまして、その場合そちらのほうのバス停になるということも周知しながら行ったところでございまして。

委員長(菅原和幸君) 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) バス停を利用するのは中学校だけではなくて、例えばスクールバスですと一般の方々も乗られるのかなというふうなこともあると思います。そんなことでやはり集落から歩いて県道までというのはなかなか大変なのではないかなと思いますけれども、もし機会があったらぜひ皆さんで長靴を履いて野沢地区から吹雪の中バス停まで1回歩いてみたいかなと思っていますので、その辺のところもぜひ

ご協議いただければと思います。

質問を変えたいと思います。こちらのほう、ページ変わりました13ページになります。同じく社会教育費の中、目、文化財保護費、節1負担金補助及び交付金で70万円、不足分町指定文化財補助金とありますが、これはどの文化財で、どんな内容でしょうか。よろしく願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

今回対象となります文化財につきましては、あくまでも町指定の文化財に対する管理修復等に係る経費の2分の1補助という制度でございまして、上寺の龍頭寺に安置しております仁王像、これが大分足元が朽ちておりまして、保存、保管に苦慮するというので、その修復並びに移設、移設と言いましても一時的な移設でございまして、またもとに戻すわけでございます。立たせておる台座というものも特にないものですから、上がりかまちも腐っているということで、そちらのほうも直さなければならぬということで、総額の工事費に対して上限が100万円ということでございまして、当初予算の30万円に70万円を追加した金額で補助したいということの計上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今内容を確認させていただきました。こちらの概要のほうにはちょっと載っておりませんでしたので、一応内容確認をさせていただきましたところであります。私は、ちょっとよくわからないのですが、上寺の龍頭寺さんということで、お寺さんといいますと私たち一般常識からいうと檀家さんがお金を出して直すのが普通ではないかなという感覚でいるのですけれども、その辺のところ、課長、どうでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 多くの指定文化財が個人所有ということでございまして、今回も工事費の大半を檀家さんのほうにお願いするというので、この了解は得ているというふうになっております。町の100万円だけでは当然不足するというので、ほかにも地域づくり、町づくり等の関連する一般の企業等からいただけるような補助金等がないか検討しているというようなことも伺ってございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今檀家さんのほうからというお話がありました。これは、仁王像と建物全てが文化財になっているのでしょうか。課長、よろしく願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

町の指定になっているのは、この仁王像そのものでございます。ただ、この仁王像につきましては設置する場所、当然もとは神社のほうにあった歴史的な背景がいろいろございまして、お寺のほうに移されたということですが、もともとのお寺のほうとしては安置するべき適当な場所がなかったということで、入り口のところに置いているという状況でございます。ほかに適当な場所がないものですから、ここにまず置き続けるしかないということで、お寺のほうの指定していないかまちの部分も一緒に工事をしなければならぬという事情がございまして、その分も工事費の該当をさせていただいた次第でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明をいただきました。町指定になっているのは、文化財になっているのは仁王像本体というお話でありました。私としての意見なのですが、いろいろな補助金もほかにはあるのではないかと、きらやかマイタウンとか、特にこの補正予算で使うような形でもないのかなというふうな感覚がありましたけれども、いろいろと諸事情あるのかなと思います。ただ、ほかのお寺さんからもまたこういうふうな形で補正予算に上げてくれと言われる前例もつくってはなかなかうまくないのかなというところがありますので、今回質問させていただいたところでありました。教育課長、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 今回これで予算のほうはなくなるということですので、制度上ほかの町の指定文化財を所有されている方から同じような案件で相談をいただいた際には内容を精査いたしまして、再度補正に上げさせていただきたいというふうに考えてございます。ちなみに、国指定、県指定につきましては、それぞれ国、県のほうで同じような制度がございますので、もとは町の指定文化財ではございましたけれども、そちらのほうはそちらのほうでまずやっていただくということになるということでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長から説明がありまして、今年度でこの制度がなくなるということの認識でよろしいでしょうか。予算がなくなるという形なのですか。わかりました。

いろいろと諸事情もあるのでしょうけれども、やはりせっかくほかの科目でも補助金なども用意しておりますので、そういったところも含めて利用頻度を上げて補助金の活用をお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、先日の委員会の中で9ページの款2の総務費、1、総務管理費、先ほど本間委員からも質問がありました、目の8企画費、節13、委託費の中での新規の舞鶴地区造成費測量設計委託費の説明がありましたけれども、設計料に関しては2,214万円、こちら地域生活課という形でお話を伺っておりますので、そちらの根拠に関しては測量ということですが、再度経過のほうをお聞きしますので、よろしく願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 所管はこっちでいいの。もう一度質問お願い。この要するに提案については企画になりますので、所管だと思います。

2番（那須正幸君） ああ、そうですか。

委員長（菅原和幸君） 質問の趣旨を変えていただければ。

2番（那須正幸君） はい。設計料に関してでよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 設計料も所管が企画になります。

2番（那須正幸君） 企画になりますか。

委員長（菅原和幸君） 用地関係。用地か。

（何事か声あり）

2番（那須正幸君） 土地所得の件についての設計。

委員長（菅原和幸君） 用地はこっちの。

2 番(那須正幸君) ええ、よろしいでしょうか。

委員長(菅原和幸君) はい、用地だな。

2 番(那須正幸君) そちらの設計業務2,214万円のその根拠の説明、先ほど本間委員のほうからも説明があつて、ある程度ありましたけれども、どのような過程なののでしょうか、お聞きします。よろしくお願ひします。

委員長(菅原和幸君) 質問の内容確認しますが、設計費ではなくて用地取得に関する……

2 番(那須正幸君) はい、そうです。

委員長(菅原和幸君) では、畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

舞鶴地内の未買収地の土地のご質問というふうにお聞きいたしました。これまでも用地交渉を継続してこれまで続けてきてございました。先ほど企画課長のほうから答弁ありましたとおり、用地取得については本契約にはまだ至ってございませんけれども、ようやくめどがついたという状況になってございます。なお、当該地は駐車場という地目、雑種地、地目雑種でございますので、用地の単価につきましては不動産鑑定士の先生から算定をさせていただきました単価によりましてこれまで用地交渉をさせてきていただいております。なお、まだ本契約に至っていませんので、用地取得についての予算については計上はさせていただきます。以上でございます。

以上でございます。

委員長(菅原和幸君) 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) 今ご説明をいただきましたので、まだ本契約という形ではないということですが、今若者定住の建物が建っております土地もありますけれども、その辺のところの値段のかみ合いといたしまして余り高くないような設定になっているのか、その辺のところを伺いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長(菅原和幸君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) ただいま申し上げましたとおり、単価につきましては有資格者であります不動産鑑定士の先生から算定いただきました単価でもって、この単価でもって相談させていただきますとこれまでも交渉してきましたので、この単価でもっての契約となる予定でございます。

以上でございます。

委員長(菅原和幸君) 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) わかりました。ありがとうございました。若者定住がどんどん、どんどん進めばいいかなと私も思っておりますので、その辺のところをご説明いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

委員長(菅原和幸君) これで2番、那須正幸委員の質疑は終了いたします。

3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) それでは、私からも質問をさせていただきます。

ページ数は9ページ、款2総務費、8企画費、節8報償費、金額3,000万円、ふるさとづくり寄附金返礼品、これについてお尋ねをいたします。これについてよろしくご回答ください。



委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この3,000万円の補正のお願いにつきましては、ふるさとづくり寄附金の返礼品に係る報償費ということでありまして、当初予算につきましては、3,250万円で計上をさせていただいたところでありまして、これにつきましては、当初予算編成時においては返戻割合が3割以内というふうに国が制度を設けるといふようなことで、従来、昨年度の実績等から見れば大分減るだろうと、納税の実績が減るだろうというふうな見込みのもとに減額をしたところでありましたけれども、現在4月から8月までの実績において想定したほどは落ちなかったというふうなことでありまして、今後ふるさと納税寄附金の返礼品をお返しする場合に当たって予算の不足を生じる可能性が高いというふうなことから、今回3,000万円ほど増額をさせていただきたいというふうな内容でございます。8月末現在のふるさと納税の関係ですけれども、件数で4,002件、金額で5,473万円ほどいただいております。これに対する返礼品、返礼金額につきましては3割ということでありまして、1,700万円程度というふうなことでありますけれども、遊佐町の場合は例年10月から12月、このお米の収穫の時期について非常に多くの申し込みをいただいているということでありまして、今までの見込みが余り落ちないというふうなことも含めて予想を立てますと、年間で大体2億円程度の寄附金いただけるのではないかと今想定を立てたところがございます。それに見合う返礼品のいわゆる報償費を確保するためにはもう3,000万円ほど必要だろうというふうなことで補正のお願いであります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ただいまご丁寧なご説明ありがとうございます。私、インターネットで遊佐町のページを開きまして内容を見てみました。そうすると、1万5,000円の寄附金に対してこの3割というふうに見れば4,500円、単純計算で1万円寄附していただければ3,000円と、そういうふうになるのですが、この内容を見てみますと、あれっ、これ3,000円で買えるのかなと、そういう危惧を持った次第でございます。同じような同等品をインターネット通販のところで見てみますと、やはり3,000円では売っていないのです。募集に要した費用等々、返礼品等の調達にかかわる費用、返礼品等の送付にかかわる費用、広報にかかわる費用、決済等にかかわる費用、事務にかかわる費用を合算して、それで3割になるように返礼をなささいというふうな意味だと私は思っているのですが、これについてはいかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

返礼品のいわゆる金額というのは、国の総務省からルールを新たに定めまして、今3割以内というふうにされたところがございます。その3割という意味合いは、いわゆる寄附額に対する3割というふうなことで返礼品の金額を定めなさいというふうなことでありますので、それに係る事務費はまた別途というふうなことでございます。そういう意味でいきますと、大体昨年度の実績も考えますとふるさと納税をいただいた3割が返礼品に支出をしております。さらに大体3割程度が必要経費、いわゆる町でいきますと送料あるいは振り込みに係る手数料、あとは臨時職員の賃金、雇用に係る費用、そういったものが大体3割程度というふうになっているところでありまして、実質町に残るのがやはり3割程度というふうなことで、そんな状況になってございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それこその他のところではこの3割に抵触して、今回指定を取り消されたら、そういう都市もあるやに聞いております。私が危惧するのは、これにひっかからないのだろうなというふう  
に危惧して、まず最初に私がお話ししたとおりに例えば1万円いただいたから3,000円分をお返しします  
よ。単純な考え方でいけば、これでよろしいですか。お願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

返礼品の金額につきましては、それぞれの町内含めて事業者さんから幾らで提供できますというふうな  
お話をいただいて、だったらそれに見合う3割におさまる寄附金額は幾らというふうな形にしてございま  
す。ですから、4,000円の場合であったら、品物が4,000円というふうなことであれば、その対応する幾  
ら以上の寄附をいただければこれが返礼できますというふうな形にしておりますので、そこはふるさと納  
税いただいている皆さんにつきましてはそういったことをよく調べていただいて、例えば金額もですから  
1万円とか2万円とか、そういう切りのいいところではなくて、1万7,000円とか、そんな形もありますの  
で、そういった形で納税をいただいているというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） しつこいようですけれども、返礼品として私が思うに1万円寄附したから3,000円  
のものを返礼していただけると、それは理解できるのです。それに募集に要した費用等々が加算されてい  
るのかどうかということを私は今ちょっとお尋ねしたいです。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 返礼品の金額は金額としてあって、それをいわゆるインターネットサイトの例  
えば手数料であったり、あるいは返礼品を送る送料であったり、それは3割のほかということです。あく  
までも返礼品、本当の品物が3割以内ということで、町としてもそのルールにのっとって対応をしている  
というようなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ご丁寧に説明していただきましてありがとうございます。それは理解申し上げ  
ます。

さらに、返礼品の発送する業者、その業者についての選定、誰でもそちらのほうに参加できるというわ  
けではないと思います。発送する需要と供給のバランスがありますから、受けたけれども、返礼できない  
というのが他都市でもありました。そこら辺の選定の基準というものはございますでしょうか。願いま  
す。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

送料、送付に係る分ということでいけば、それぞれの事業者さんがおつき合いのある宅配業者であつた  
り、あるいは郵便局であつたりということをやっているというふうなことで、返礼品につきましては町に  
一旦来て町が送付するのではなくて、事業者さんから直接納税者に送っていただいているというふうなこ  
とであります。そういった意味で町でこの事業者を使ってくださいといった、そういった指定は特にはし

てございません。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） わかりました。

このふるさと納税、寄附金税制というような趣旨でございます。今回台風15号で被害を受けられたところも該当するかどうかわかりませんが、返戻金なしの寄附金というものが今までございました。こういうものであれば私は非常にすんなりと受け入れられるのですけれども、ややもすると通信販売化しているのではないかなというような批判が一部に出ているということは皆様もご承知のとおりだと思いますけれども、これについて町長、何かご所見ございましたらお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） ふるさと納税開始のころは、まさにふるさと会にチラシとかふるさとのものをパンフレットを持って行って、それぞれ高瀬、吹浦、蕨岡とか、そんな皆さんからふるさとへの善意の寄附という形でお返し等がなかったわけですから、かつては90万円から百二、三十万円、50万円くらいまでだったように記憶をしています。今総務省がやっぱり過大な返礼品はよろしくないということで、どこかの自治体、特に泉佐野市みたいな膨大な全国でネットの募集をしている形を何とか指導という形していますが、この庄内でも、山形県でも実は酒田市さんと庄内町さんがやっぱり割合が高いという形で、6カ月間ふるさと納税には遠慮してもらおうというような規制ありました。県内でもかなり、県が大体総務省の通達についてやり過ぎのところには指導いただくということになっているみたいです。ただ、我が町では議会から提案あった、松永さんからあった犬猫のいわゆる動物愛護に関するクラウドファンディング、そしてどうしてもやっぱり黒松林の予算がなかなか獲得できないという形での黒松保全のクラウドファンディング等を行ってきたわけですが、どうもお米がナンバーワン、圧倒的にやっぱり遊佐米というブランドに対するニーズというのでしょうか、それが高いということ、それにとっては町にとっては非常に私ありがたいニーズだと思っています。JA庄内みどりさんをお願いしましたが、ことしは実は春先から遊佐米を出せなかったのです。遊佐米は、生活クラブ生協に行く分はとっておかなければまずいので、そのふるさと納税に遊佐米が加えられないということ、ハンディをかなり背負っておりました。これまで意外に少なかったという原因はそこあったと思うのですけれども、新しい新米が出たら、やっぱり遊佐のお米を食べたいという、そんなニーズがあるわけですから、3割以内という国の定めたルールの中でご利用いただくのであれば非常にありがたい制度、特に今生活クラブ生協等への供給の絶対量がマイナスぎみになっているということから見れば、町でやっぱりそれをしっかり発信しながらご購入というか、納税の返礼品として活用するのであれば、何もよそから持ってきて、それを新たに加えるわけではなくて、この地で生産する、全く生活の基盤をなすものを発信するということは、私は今の制度は大変ありがたいと思っています。ただ、ないものを持ってきて提供するという形はふるさと納税の基本からいけばやっぱり逸脱している点もあろうかなと。米沢は、どうもいよいよ、あれはNECの工場持っている関係でパソコンが何十万円も寄附すればそれを返礼品ということで出すというような、また復活させるというふうな話もありましたけれども、工場で作るものが果たしてふるさとで返礼品になるということ自体は、企業がある町とない町で差別があるということですから、それについてはやっぱりもう少し地域で都会とのギャップをふるさとを出した方とか都会の方が地方に温かい視線で応援してくださる制度であれば、それは大いに私は

町にとってはありがたい制度で、本来の目的にかなう形で活用をお願いできればありがたいと思っています。

以上であります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 大変ありがとうございます。私もこの制度を全く否定するわけではございません。こういう制度をそのルールにのっとって、そのルールから逸脱しないというような、ルールに沿って実行するという明確な意思を持って今後とも実施していただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

引き続きまして、次の質問に移らせていただきます。10ページ、項、児童福祉費、目の3児童福祉施設費、節、区分が19負担金補助及び交付金、金額として5,638万3,000円、この説明として遊佐町保育所等整備事業費補助金（小規模保育事業所整備）5,610万円、これについてご説明をいただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） ご説明申し上げます。

5,610万円でございます。これは近年高まりを見せているゼロ歳から2歳児を対象とする保育ニーズに対応するための小規模保育事業所の整備ということで、その整備をするに当たっての国と町からの補助金というものでございます。内容につきましては、新たにNPO法人を設立をして、民間の立場で小規模保育事業所を新設するという中身になってございます。具体的には遊佐町の丸の内地内、敷地面積が547.52平米、建築面積が221.37平米の平家建ての小規模保育事業所を新築するという中身でございまして、ゼロ歳から1歳、2歳の子供たち、それぞれ6名ずつ、計18名の子供たちを保育をするという計画であります。その総事業費が7,480万円、国が2分の1、3,740万円、町が4分の1、1,870万円、この2つを足して5,610万円を計上したというものになってございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今ご説明いただき、理解をいたしました。それこそ子供は国の宝というふうに言われており、今後手厚く保護、育成するというのはもう非常に重要なことと思います。されど、今現在の既存のもので対応できないのかという対応の検討等はしたのでしょうか、ご説明いただきたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

今現在遊佐町内には保育園が3園、それから認定こども園が1園というふうなことで、4園保育施設がございまして。その中で町内の子供たちを中心に保育を実施しているところでございまして、この間の児童の保育の状況を見ますと、この3年間で平成29年度342人、平成30年度360人、平成31年度383人というふうなことで、保育ニーズが伸びてございます。辛うじて現在はその4園で保育を実施している状況ではございますが、人員がぎりぎりの状況まで来てございます。ですので、今回こういった小規模の保育施設が新築されることはそのぎりぎりの状態を緩和する意味では非常にありがたいことだというふうに考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今の数字の説明でよく理解いたしました。先ほども申しましたけれども、やはり子供はそれぞれ国の宝であるというふうに思っておりますので、大きく健康に健やかに育てていって、遊佐に残るようによろしく小さいころから指導、教育、育成をよろしくお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は近年のニーズがふえたという主な原因がゼロ歳、1歳、2歳を本当に施設に預けたい、いわゆる共働きの家庭、若い特にお母さんたちはもう本当に職業を持っているという感じで、産休が終われば施設に預ける。特に春に保育園入園式へお邪魔するわけですが、名字はあるのだけれども、まだ名前が決まっていないとか、生まれる前からもうその施設に申し込んでいるというのが物すごくふえています。ことしの特徴は、藤崎保育園、今まで少し余裕あったのですけれども、1歳の保育だけで12を超すという状況だそうであります。特に心配されました遊佐保育園がいつでも人数超過ぎみで、県からはやっぱりその人数以内におさめるようにという指導も来ているような状況から見れば、新たに民間でゼロ歳、1歳、2歳をやっぱり保育していただけるところがふえるということ自体は、それぞれの施設は今までどおりでいっぱいなのですけれども、新たにニーズにまた応えていただけるところ、やっていただけるということであれば、法人格の設立者みたいでありますので、大変ありがたい施設だと私は思っています。

以上であります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 町長から遊佐の将来に明かりが差すようなご回答をいただきました。本当にありがとうございます。

次に、9ページ、款2総務費の9電子計算費、節で委託料、金額446万円、システム改修委託料、これについてお伺いをいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

システム改修委託料446万円であります。これにつきましては、内訳がございまして、1つは人事給与システム、これは会計年度任用職員に対応するための給与システムを改修するための委託料、これが300万円あります。あともう一つは、金額にしまして146万円ということで、セキュリティ対策用のサーバー更新委託料、これが124万1,000円、あともう一つは議会中継システムの更新委託料ということで21万9,000円あります。合わせて146万円という内訳になってございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 私が今質問をいたしましたのは、このシステム改修委託料というのが数力所見受けられるわけです。このシステム改修委託料、16万円とか結構少ない金額もございまして、10ページの児童福祉費の児童福祉総務費にも同じくシステム改修等委託料等、これは261万4,000円というふうな記載あります。何を質問したいかといいますと、この私が一番最初に言ったやつも当然入札だと思います。次にやったのも多分入札だと思います。これは、急にこれをやらなければいけないというものではなくて、計画的にやっているのだろうというふうに思いまして、この入札をする際に課をまたいだ、この課ではこ

ういう金額のものが必要とする、この課ではこの金額のものが必要なものがある、この課ではというように合算をして、横のつながりをうまくとって合算をして、より町に有利な入札を得るような工夫をしているかどうかということをお尋ねしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

質問の趣旨というのは、このシステム改修委託料というのをそれぞれの課であるものを一本にして入札または一体としてできないかという趣旨のご質問だとは思いますが、ただ、今回それぞれの課で補正をさせていただくのは、それぞれのソフトウェアに対する改修ということになりますので、現実的に合わせて一本にして入札というのは難しいのかなという思いはしております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 難しいのは重々承知で質問をいたしております。先ほど2番の那須委員も申し上げましたけれども、1,000万円というような単位の金額というのは非常に大きい。私は、もっと小さく万単位でも結構自分としては大きいかなと。町の予算としてできるだけ町民の皆さんに有利になるような方策を横のつながりをしながら、急激な故障による対応、そういうのはこれはもう当然そういうことではないですけれども、計画的にシステム更新、コンピューター関係は日々ハッカーとの戦いというような時代ですので、これは必要なことでございます。パソコンもそれぞれ課になればならない必要品であるというのは重々承知の上で、その経費を幾らかでも町民の皆さんに有利になるような方策を、今まではそれはできなかった。でも、今後何とか横のつながりを密にとってできるのではないかなというような観点からご質問をいたしました。

委員長（菅原和幸君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 入札の部分については、例えば工事関係ですと非常にそれぞれの工事に対しての設計というのがありますので、どうしても個別の発注にならざるを得ないというような部分が1つはございます。それから、システム関係については、システムが導入された経緯あるわけですけれども、そのときに当然入札行為を行ってシステムを入札していますが、今度はそれらを改修していくというふうになってくると、なかなかそのシステムを取り扱いをしている事業者の皆さんでないとそのことが安価に、できる限りその情報をきちと確認した上で行っていくという行為が難しい側面がありますので、全てのものを一本にしてというわけにはいかない側面もあります。ただ、町といたしましても佐藤委員からお話ありましたようにして、例えば消耗品で使っている紙の購入とか、いろんな部分について一本で取り扱いをしたほうが有利な展開になる部分についてはこれまでもそのような取り組みをさせていただきました。具体的な面で今申し上げたようなこととか、施設の警備をお願いしている、そういったことについても一つの施設で発注するのではなくて、これらの施設についての警備の保障について警備保障の担当している事業者さんのほうにご提案をさせていただいて、スケールメリットといいますけれども、そういうまとめた形で発注する、そういうことで有利に展開をできるようなもの、そしてそれが法的にもきちと充足されるようなものについては今後ともそういったことに心がけて発注をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） 私の持論は、人間はミスをする。それはなれてくるとどうしてもミスに気がつかなくなりやすい。日々やはり見直しが必要だと。自分でやっていることは間違いないだろうというような気持ちでやっているの、自分の間違いにはなかなか気がつかないというふうに思っています。今回残念ながら遊佐町でもミスが発覚しました。なぜかといったら、それは見直しが足りなかった。これに尽きるのだと思います。ですから、今まで何ともなかったことに対しても見直しをするというような気持ち、あっ、これでよかったのかな、これでいいのかなというような気持ちで事務に当たると、ミスの発見、是正が早くなるのではないかなというふうに思っております。我々議員、私議員としてお手伝いできることは何でもお手伝いします。遊佐町の職員の方々も誠心誠意やっているというのはもう重々承知しております。だけれども、違う観点から見たというような意見についてもちょっとお考えをさせていただきたいというふうに思っております。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

委員長（菅原和幸君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） ご指摘ありがとうございます。やはりそのとおりだと私も思います。今まさにシステムの改修に関連しましてご質問をいただきましたけれども、私がこの役場にお世話になったころにはまだコンピューターシステムというものがようやく先進的に取り組み始めたころでございました。今はまさに全ての業務の面においてシステム化された中で取り扱いをしているというところがございます。いろんな資料にしても、非常にそれらから提供されるものについてはきれいに提供されるというようなことがございまして、一見何事もないようにして全てが正しいように理解されるのですけれども、それはきちんとそれを保持する仕組みを人間が命令をして組み立てをして行っているわけですから、その組み立てをする段階でその組み立てをする基本があるわけです。このものについては、このことから、このことに例えれば何%掛けて、こういうふうに計算して、このようになっているのだという、このところをきちんとやっぱり理解をしていくこと、これが必要でありますし、そのことが何に基づいてなされているのかということもきちんとやっぱり職員、我々は常に確認をしながら進めていかなければならないということも今後とも肝に銘じて職務に当たっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） これで3番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 順番のようですね。私の質問になります。私はただ1点、議第53号、一般会計補正予算、この中に小学校の5校統合に関する予算入っていますか。それだけをお伺いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

今回お願いしております補正予算の中におっしゃるような統合に関する予算はございません。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 終わります。

委員長（菅原和幸君） これで4番、佐藤光保委員の質疑は終了いたします。

5番、齋藤武委員。

5 番（齋藤 武君） 私からは2つのことにつきましてお尋ねいたしたいと思います。

最初に、事項別明細書11ページ、中ほど、商工費のうちの観光費104万8,000円につきまして、説明は修繕費となっておりますけれども、これについてまずお尋ねいたします。概要書を見ますと、一番後ろに書いてあるのが、一番後ろのちょっと前ですけども、大平山荘動力盤修繕というふうになっております。この金額のことだと思うのですが、このことについてはことし、いわゆる大平山荘が雪が解けてオープンした後の出来事だと思います。きょう副町長、お話しいただく機会が比較的多いと思うのですが、私からも最初にお聞きしたいのですが、大平山荘営業期間中に発生したということで、具体的な損害、損害というのはそこがどうのこうのではなくて、お客さんに関する損害です。いわゆるそれによる影響がどのようなものだったのかをまずお話しいただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） その配電盤からの故障、出火というような形がございまして、いわゆる館内の電気系統の修繕が必要になりました。そのことがきちんと安全が確認されるまで、これ消防署の検査になりますけれども、その期間営業を停止せざるを得ないという結果になりました。おおむね6月の5日から6月の27日ですが、13日間営業停止と。6月の28日から営業を開始したと、宿泊の受け入れという部分においては6月の28日から営業を開始したということで、その間非常にお問い合わせいただいた皆さんもおりますし、既にご予約いただいていたお客様もいますので、そのお客様についてはしらい自然館、それから遊楽里へのご案内をさせていただいて、会社のほうでの対応になりますけれども、ご不便をおかけする部分については輸送体制等々も勘案しながら受け入れをしたということを伺ってございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） このとき、その火事のときですけども、消防車が走ったと思うのです。私もどいう火災かということ自動的に音声が出る消防署のサービスで確認したところ、たしか鳥海山で火事というような言い方をしていた気がしまして、鳥海山で火事ということは、これは噴火かというふうに思ったぐらいだったのですが、結局火災そのものは局部的なもので終わったということで、それはそれで不幸中の幸い。ただ、13日間営業ができなかったということは、金額的な部分もあるし、お客さんとの信頼関係においてもやはり決して小さくないマイナスだったと思います。以前この議会の一般質問の中で、大平山荘は相当老朽化しているの、あともういいのではないかという意見が出たことも記憶しています。私は、そういう立場ではなくて、極めて大事な町の施設だと思っておりますので、その趣旨から質問するのですが、今回多分漏電火災のような形なのかなと素人ながら想像するわけですけども、そのようなことが今後起きないとも限らないと思われま。今回の場所というのは、危ないという認識があった場所なのかどうか。

そして、その中において今後全体的な修理計画との兼ね合い、今回単発でお金出しますと、それはそれで当然修理しなくてははいけないのですが、それが全体の維持補修管理計画の中にどういうふうに位置づけられているのかということをお伺いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） この大平山荘、非常にやっぱり委員ご指摘のとおり経年してございます。昭和49年ですか。47年、48年ころに建設をしまして、49年から営業を開始した施設でございますので、しかもあの立地されている1,000メートル地点というのは非常に気象条件的にも厳しいところでございます。そういっ



た意味ではこれまでも大規模改修等々を何度となく予算化させていただいて進めてきたということがございます。今回の部分についても、内情をもう少し詳しく申し上げますと、その今の状況、分電施設にふぐあいを生じる前に実は施設での消防署からおいでいただいて避難訓練等々の訓練を実施いたしました。そのときにふだんは使わない分電盤の中の電気系統を使つての訓練をいたしました。そういった形の中で、かなり経年をしていたその分電施設がそのことによって逆に火災の状況を生じたということがございます。そういった意味では非常に申し上げましたように経年をしている施設ですので、委員ご指摘のように、ご心配いただくように何らかのトラブル今後も発生しないという状況はゼロとは言いがたい、ないとは言いがたい状況ではあるかと認識しております。そういった意味でふだんから営業始まる前、それから営業を終るその時点においてきちんと毎年建設関係の事業者さん等からも見ていただいて確認はしてございますが、全ての面において完璧に確認ということはなかなかでき得ていないというふうには認識していますので、その辺を今後とも配慮しながらふぐあいが生じるようなおそれのあるところについてはしっかりと確認もしていかなければならないというふうな認識ではございます。

そして、この大平山荘についての位置づけについても、そのほかの部分の観光施設もあわせてですけれども、観光施設のこれからについての計画検討をしたこともございました。そういった中でも非常にやっぱり町としてもあそこの施設、鳥海山観光の中における宿泊施設としての大平山荘の位置づけというのは非常に重要な部分であろうなというふうに感じてはございますけれども、今後のあり方、あのような大きな施設での取り扱いになるのか、例えばその計画の中でも方向性としていろんな意見が出ておりましたけれども、コテージのような施設としての取り扱いだとかいろんな検討がされておりますので、今後将来計画も含めてこれから課題になる施設だろうというふうに考えてございます。

委員長（菅原和幸君） 齋藤武委員の再質疑を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

休 憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員の質疑に対し、教育課長から補足説明の申し出がありましたので、許可します。

高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 午前中の那須委員からの質問に対しまして、答弁の補足をさせていただきます。

バス停の工事につきましては、野沢集落内への乗り入れについて検討をしていると申し上げたところでございますが、その件につきまして少し具体的に補足させていただきますと、中型バスを実際に集落のほうに乗り入れまして切り返しの際の安全性、これが一番の課題でございまして、その安全性を確認したと。その点については大丈夫であろうということになってございます。ただ、若干の課題がまだ残っておりまして、それについて良好に進められるように鋭意努力をしているということで、最終のバス利用の希望調

査、これまた行いますけれども、その際には野沢集落の生徒につきましては集落内の旧バス停からの乗降を選択できるように委員会としても努力をしているということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） それでは、5番、齋藤武委員の再質疑を保留しておりましたので、直ちに再開いたします。

5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 午前中の最後に副町長より日々大平山荘の保全については目配りしているという回答がありました。それについてもうちょっと具体的にお聞きしたいわけですが、例えば農業機械で例えるならば長年使ってくると各部分すり減ったり、ひびが入ったり、いろいろ明らかに劣化することがあります。経年劣化。大平山荘に照らし合わせて考えますと……ごめんなさい。もう一回話戻しますと、農機具で経年劣化があつて、これそろそろいくなというのは見てわかるのですけれども、そのときの判断です。ちょっと容易でないけれども、頑張つて今シーズン使うかという判断と、いや、これはちょっと危ないから交換しようかという判断がそこで分かれるわけですが、大平山荘に関して言うと、今回の件はそのように事前に危なっかしい場所だなというふうに思われていたのかどうかということは私わかりませんので、改めてそこをお聞きしたいのと同時に、さらに言うならば今回の補正予算で足りるのかという危惧も持つわけです。ひょっとしたらここは交換したほうがいいのではないのかという箇所があるのかもしれない。だけれども、判断として今シーズンあるいは今年度予算の間はまずここだけで、この応急処置で済ませましようということなのか、その全体の中での今回の件はどういうふうに位置づけられるのか、そこを改めてお尋ねしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） お答えします。

最初のご質問で、ただいまふぐあいが生じた箇所について日ごろから危ないだろうなというような認識があつたかという点については、そこまでは認識は正直してございませんでした。今回については、そのところをしっかりと修繕をさせていただいて、安全の点検調査を受けた上で営業を再開をさせていただいておりますけれども、日ごろの点検の中で確認し得る範囲というのはなかなか正直万全にパーフェクトだと言えるようなところまではなかなかし得ないかなというのが正直なところでございます。目に見えない部分含めてかなり長年にわたつて活用してきた施設でございますので、そういった点は先ほど申しましたように営業前、営業後等々、また日常の点検を含めてしっかりとやっていく中で対応していきたいと。

予算の関係の部分については、課長のほうから答弁をさせていただきます。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

観光施設のいわゆる修繕あるいは改修等の工事に係る予算につきましては、年度当初において一定確保させていただいております。ですから、今回営業施設でありますので、なるべく早くということでは既決予算の中で対応はしているわけですが、そうしますとこれからまだ半年ありますので、当然足りなくなる心配があるというふうなことでありますので、まず大平山荘の修繕にかかった費用については全額補正をさせていただきたいというふうな内容であります。年度当初において一定程度の予算は確保させてい

ただいているというようなことであります。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 了解いたしました。また、そもそもどこにふぐあいがあるのかということの調査にもお金がかかるという状況だと思いますが、ただ必要なものは必要なお金でしょうから、そこはきちんと見て事に当たっていただきたいなというふうに思います。

次に参ります。事項別明細書9ページに戻ります。9ページの中ほど、1番委員からもありましたけれども、企画費の中の委託料につきまして、ちょっとまた別な角度からお尋ねいたします。概要書によりますと、2,500万円の内訳は測量業務に286万円、設計業務に2,214万円というふうに載っております。これを見ますと、測量業務というのはいわゆる現況調査ということで想像がつくわけですが、はるかに金額が多いのはこの設計業務2,214万円であります。先ほど説明ですと分譲地にすると、16から20区画ぐらいの住宅分譲地にするという話でしたけれども、2,200万円以上、これあくまでも予定でしょうけれども、この金額が具体的にどういう形で設計業務として必要なのか、ちょっとその説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この予算要求の金額を算定するに当たっては、専門の事業者から概算での見積もりをとっております。その内容で予算要求はさせていただいたというふうなことでありますけれども、測量業務の内容としましては基準点測量、路線測量、それからドローンによりますイメージパース作成のための写真撮影あるいは打ち合わせ協議、こういった内容になってございます。それから、設計につきましては、直接的な費用ということで造成設計にかかわるものが道路設計、整地設計、排水設計、汚水設計、給水設計、あと関係機関との協議、こういった内容になってございます。概算でのいただいた見積もりでありますし、当然これを参考にしまして役場内で数量等についてきちんと積算をするというふうなことでありますけれども、こういった内容になってございます。ですから、縦横断の測量などをしてみないと、いわゆるきのう図面、案の図面を出しましたけれども、道路の方向がこれで大丈夫なのか、あるいは下水道の排水についてうまくちゃんとつながるのかというようなことがなかなかわからないということでありますので、そういった測量をした上で詳細の設計をするというふうなことで考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そうですか。測量のほうは了解いたしました。ドローンも飛ばしたり、さまざまな角度からするというものでありますけれども、設計業務のほうです。この金額は、先ほどからお金の扱いについて、これは税金なので重々考えていただきたいという発言がありましたけれども、2,000万円以上の金額というのはかなりの金額です。それは事前に業者からそこら辺は聞いた上での話ということだと思っておりますが、普通のいわゆる真っ平らな、これは企画課のほうの今のところの完成予想図、頭の中にある完成予想図として、でき上がりというのはいわゆる普通の真っ平らな形の造成地になるのか、それとも何か、これちょっと極端な話かもしれませんが、真ん中に噴水を置いたりとか、何かいわゆるお金のかかるような形で考えているのか。だから、それがゆえにこの金額になるのか。そこをちょっとお願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今のところは、きのう配付をさせていただいた案の図面のとおり、言ってみれば噴水とか、そういった余計な施設とは言いませぬけれども、環境整備に係るようなものについては、ないとは言いませぬけれども、必要最小限というふうなことで考えております。当然分譲するということは、その分譲地をめぐる道路についてもきちんとなさなければならないというふうに思いますし、袋小路をつくらぬというのはもちろん原則でありますから、そういったことも含めて道路の設計なども入りますので、そういった意味では一定の金額になるだろうというふうに思っているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そうしますと、出来形としてはいわゆる真っ平らな感じというふうに理解いたしました、今現在の構想として。

それでもう一つ、話の前後というか、順番の話をしたいわけなのですけれども、今現在3,800平米ですが、約。その場所について、場所については特定されているわけですけれども、買うに当たって地主の方と買い入れの協議はめどがたったという話でしたけれども、そのでは買い入れのための金額というのは、幾らになるかは別にしても、その金額というのはまだ予算に上がっていないわけです。ところが、予算に上がっていないにもかかわらず、何回も言うようにその測量そのものは現況調査ですので契約に伴う行為というふうに思うのですが、その次の設計業務になると、またというか、かなり毛色が違った話になってくると思うのです。現況調査ではなくて、もう本当具体的な話になりますので。順番として、物事の順番として、買った上で実施設計に入るというのが流れかと思うのですけれども、よほど緊急性があったりしてやむを得ない事情があれば逆になるということもあるかもしれませんが、今回はそのような感じとは思えないのです。ところがこのような今のような順番をとっていると、とるということは何のような理由があるのかを確認したいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

原則としては、計画がなければ県との開発協議ができないというふうなことになっております。いわゆる公拡法、公用地の拡大、公拡法という法律に基づきまして、いわゆる公共事業用地として町が買収する場合に税法上の特例がございませぬけれども、その特例を該当させるためには事前に開発計画を立てて県と協議をし、税務署と協議をするという、そういう必要があるというふうなことでございませぬ。ですから、計画を立てるためには設計をしなければならないというふうな、測量して設計はしなければならないというふうなことでありますので、一定計画の概要で協議は開始をできるわけですけれども、そういった予算化がきちんとされているのかということも審査の対象になっておりまして、予算化について議決証明などの提出を求められるというふうなことであります。ですから、今回補正予算議決いただきましたら、その証明をつけて、また申請をするというふうなことになってございませぬ。ですから、そういった順番があるというふうなことでご理解をぜひいただきたいというふうに思います。

それから、土地の買収費の関係ですけれども、買収費につきましては遊佐町土地開発基金、これ現在残高が1億1,700万円ほどございませぬけれども、それを活用して購入をすると、買収をするというふうな予定でございませぬ。土地開発基金につきましては、現金で保有しているか、あるいは土地、現物で保有してい

るかというふうなことで決算書にも載ってございますけれども、ですから購入をする時点においては土地開発基金のいわゆる現金を現物にかえるという、そういったようなやり方で購入をしていくというふうな予定でございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今のお話ですと、概要でも県と協議できるという話がありました。いわゆる青写真というのですが、そういうのも協議できるという話でした。その中でもう一つ、議決証明を求められるという話だったのですけれども、その議決証明、何についての議決証明なのか、ちょっとお願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） いわゆるその事業が本当にやるのかということですよ。ですから、ちゃんと議会で審議をいただいて、これこれの予算を議決いただきましたという証明をつけると、それにはやはりちゃんと用地の測量、そして設計、こういった予算が確保されているということをちゃんと証明書で提出をするというふうなことです。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） ちょっとしつこいようですけれども、議決証明の中身です。まず、前段として確認したいのは、協議そのものは概要でできるというのがまずありました。それは、まずそこを押さえた上で、その議決証明、本当に事業が実施できるのかということ担保するための議決証明ということなのですけれども、とすればまず大事なのはその土地をまず買うことだと思うのです。その買うことに関して、そもそも担保とれていなければ、幾ら計画があってもそれは砂上の楼閣になってしまうかもしれないので。そう考えると、なおさらに土地を買いますということの議決証明をもって話をしないと、これはおかしい話になる。ところが、今回はその順番逆で、少なくとも今の議会には土地を買うと、あそこの土地を幾ら幾らで買うからということで予算は出ていないわけです。そうなると話がちょっとおかしいような気がするのですけれども、そこら辺いかがですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをします。

先ほど税法上の特例のことを申し上げました。それは、事前にもう売買をしていれば、当然該当はならないということです。ですから、計画段階で協議をして、その協議で了解をいただく、あるいはその協議結果、了解いただいた内容を持って税務署に事前に協議に行く。それで了解をいただく。その後に契約をしないとその土地については特別控除の対象にならないということでもありますので、そういった順番を踏まえて対応しているということをご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） ちょっと今の説明、私よくわからなかったのですが、ちょっと確認します。しつこいようですけれども、議決証明の中にその土地の売買に関する議決というものは必要ないのでしょうか。どうですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

土地の売買に係る予算措置につきましては、先ほど申し上げましたように遊佐町土地開発基金を充当を

するというふうな考え方でございます。これは、これまでそういった先例ももちろんあるというふうなことでございます。土地開発基金につきましては、いわゆる金額が今1億1,700万円ほどありますけれども、それを現金で保有しているか、土地で保有しているかというようなことはどちらでもいいというふうになっておりますので、ですから言ってみれば土地購入に係る予算についてはこの基金を使うということで、別に一般会計の予算化というのは原則的には今のところ必要はないというふうなことでございます。ただ、土地開発基金がその分当然現金としては減少しますので、例えば後でその購入した金額を戻し入れするために一般会計で予算化をして基金に戻し入れをする、こういった行為については当然であろうかというふうに考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そうしますと、確認ですけれども、今回の約3,800平米の土地そのものの売買については、話としてはこういうふうにやりとりあるかもしれませんが、賛成ですか、反対ですかと、金額幾らについて、ここで直接議決を求めることはないということになりますか。そういうことでいいわけですか。ああ、なるほど。制度として了解いたしました。

確かにかなり広い土地で、常識的に考えてもあのまま放っておいていいということはないと思います、その中心ですので。ですので、だからこそ税金を有効に使って多くの人が納得できる形で物事を進めていただきたい、そういう趣旨で今回申し上げたわけです。確かに答弁があったように3,800平米の直接の売買契約等についての予算はこの場で出ないという話でしたけれども、やはりその経過はぜひ折に触れて全協等でもお話しいただきたい。例えば土地の単価です。まだ正式に決まっていないということでしょうけれども、当然今までほかの近年公共用地の買収で出ている金額というのはあるわけですよ、その基準のようなもの。それから逸脱していないかとか、当然我々は見なくてははいけませんので、ぜひそこは積極的に情報を出していただきたいということを申し上げて、質疑を終わります。

委員長（菅原和幸君） これで5番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも若干質問させていただきたいと思います。これまでなかなか立场上予算の細部に関してはちょっと遠慮した部分がありましたので、やっと話せるかなと思って非常に浮き浮きしていますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

今の5番委員の話に関連するかと思うのですが、若干関連してくるのかなと思うのですが、今回総務費のほうで庁舎の建設に関しまして1億円ちょい、1億と600万円ですか、640万円ですか、補正出ています。これは、事前にいただいていた概要のほう見ますと、翌会計年度、来年に支払うものもことし払えるようにするのかなというふうに解釈していますけれども、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

工事請負費の施設整備工事費ということで1億640万円補正をお願いしております。これにつきましては、庁舎建設に伴う工事費でありまして、当初予算では工期を12カ月と見ておりまして、今年度につきましてはそのうちの4カ月分、12月から3月分を出来高払いに応じて支払う予定で予算を確保していたもの

であります。これを前払い金という形で支払う方法に変更しまして、その関係で本来当初予算におきましては令和2年度分で支払う分の工事費についても今年度支払うことになるという意味での令和2年度分の工事費を支払うという意味でございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） そうしますと、もともと12カ月分のうちの4カ月分を払うというのが、10カ月と換算して4カ月分を払うということで差額が出たという形で考えていいのですか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

工期を12カ月と想定して、そのうちの4カ月分を、それを出来高で支払うということでございます。発注が12月ということで冬期間になります。その関係で冬期間の3月までにおいては冬期間工事になりますので、出来高としてはなかなか進まないということも想定されますので、そこを前払い金を支払う方法、これは全体請負額の40%をあらかじめ支払うことができるという内容でございますので、そういった意味において請け負った業者にとっては資金繰りが余裕ができるということになりますので、そちらのほうが業者にとってもいいだろうという判断のもと、変更をさせていただいたということでございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 業者さんにとっては非常に有利なやり方ということで変更したということで解釈させてもらいます。

そこで、新庁舎、また久しぶりにでかい町としては事業だと思えます。これ発注ですけれども、金額が金額なので丸々というわけにはいかないでしょうけれども、町内の業者さんを中心に入札の相手方を選定していくという形だと思うのですけれども、その辺どういう形になるのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

入札方法につきましては、今現在山形県建設技術センターさんと、それから山形県建築企画課のほうのアドバイスをいただきながらその方法については検討している段階でございます。できるだけ町内業者が参加できるような入札方法にしたいということで検討を進めているところであります。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） そうすると、町内の業者だと非常に該当する業者さんが少ないのかなと思っています。多分これジョイントベンチャーだとか、そういう形で町内の業者さんがどんどん入れるような形になるかと思うのですけれども、その辺はできるだけ、せつかく町の大きい事業の一つです。建物だけでも15億円ちょっとになるわけですから、予算としては、それだけのお金が動く話ですから、できるだけ町内の業者さんが入れるような状況をぜひ考えていただいて、町が潤う形をぜひ考えていただきたいなと思っています。

そこで、建物のほうはこれから入札入るということで、そのための今回予算の措置だと思っています。ところで、今土地のほうも造成大分きれいに終わって、もう間もなく上物を建てるような状況まで来ているかと思うのですけれども、今5番委員はちょうど建てる予定の南側といいますか、そっちの話がメインだったと思います。私は、庁舎を建てる新庁舎の予定地の東側、この土地、今そのままになっていますし、

そのままっておかしいですけども、従来そのままになっていますし、その辺、今後私はある程度町のほうでそれを購入したほうがいいのかと思うんですけども、そういう考えというものは持っていないのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをします。

今実施設計のほうも詰め段階ということで、今月中には全て完了する予定で、今最終の段階であります。実施設計の中で全体の配置というのは当然済んでいるというわけでありましてけれども、これ必要最低限の敷地で設計したと。これ当然のことではありますけれども、印象としましては全体的には少し狭いのかなという感じを持っております。できればもう少し土地があればいいなというところは正直なところではあります。その敷地がさらに必要な理由というのは3つほどありまして、まず1つは公用車駐車場の確保であります。現庁舎の解体跡地を職員と、それから公用車の駐車場ということで整備しておりますけれども、将来的には今遊佐交番さんと交渉しておりますけれども、可能性としては現庁舎の解体跡地に移築するというのも考えられます。その場合、公用車駐車場が不足することがまず1つ想定をされると。当然新庁舎に近い場所にその公用車駐車場があれば便利ということもあります。

あと2つ目は、書庫兼防災倉庫、それから緊急車両車庫の確保という点であります。新庁舎の車庫につきましては、現行業務に必要な最低限の書類を保管することを想定して計画をされております。その他の永久保存の重要書類等につきましては、主に菅里収蔵庫に保管されておりますけれども、施設の老朽化で将来的には別の書庫での保管が必要になってくるということが考えられます。また、新庁舎の防災倉庫につきましては災害対策本部として機能するための備蓄品、これを主に保管するためのものとなっております。そして、緊急車両車庫として危機管理係の出動車両2台を新庁舎近辺に配置しまして、緊急車対応を速やかに行うことも必要ではないのかなという部分も感じているところであります。

あと最後に、3目につきましては、防火水槽の確保ということであります。新庁舎につきましては、消火栓を設置することでその消防計画の問題はクリアしておりますけれども、周辺に防火水槽がなく、あと若者住宅開発等の周辺住宅の水利状況から新庁舎周辺に40トン級の防火水槽が1槽あることが望ましいということで危機管理アドバイザーからも助言を受けているところであります。新庁舎と周辺住宅より万全な水利確保をする必要があると感じております。

以上の3点のことから、もう少し土地を確保しまして、新庁舎の利便性と、あと周辺の環境保全に努めたほうがよいのではないかなというふうに考えているところであります。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 駐車場の部分で、少し欲しいというのはわかりますし、防火用水等の防災関係の環境の整備というのも十分必要だと思います。そういう観点からしても、こういう言い方はすごく雑な言い方になってしまっただけで申しわけないのですけれども、買えるときに買っておいただけが後々楽なのではないかなというのも1つあります。もう一つが、今遊佐高の話も一般質問でさせていただきましてけれども、その中でも出てきました。県外からの留学生の確保、この辺がある程度一定確保できるようになってくれば、当然住むところはしっかりしたものが必要になってくると思うのです。2人、3人であれば下宿なり、そういう形で可能なところをお願いするというのも必要かと思うのですけれども、いずれそういうのは寮



としてきちんとしたものが必要になってきたりする場合もあるでしょう。あと、例えば例を出して申しわけないのですが、例えば福祉協議会が今の建物が老朽化してきて、では移築しましょうかとなったときのその代替地みたいな形でも必要になってくる可能性は出てくるでしょう。あと、この庁舎も私らが議員になったころにできた防災センターのように必要になって建物を建てる場合も出てくるでしょう。そういう拡張性を考えたときに、この町なかの非常に立地条件のいいところにつくったほうがベストな場合って結構あるかと思うのです。でも、これが第三者に転売なりになった場合、一番の一等地が逆に使いづらくなるような形で使用された場合、非常にマイナス面がふえるのかなと思っていますので、その辺は今回道路の整備事業なんかでも町道認定の話も出ています。そういった形で新たに町道を切るとか、庁舎の敷地のすぐ脇のところと道路を切るとか、そういう場合になったときに、また要らぬ出費が重なる場合も出てきます。そういうことを考えた場合、言い方は悪いですが、買えるときに買っておく。今のこの土地というのは、たしか都市計画区域内で第2種の中低層ですか、中低層が何かになっていると指定されているはずだと思います。あそこだけ買ってないというのは何かしら理由あるのかなと思っています。その辺は多分必要な分だけ買ったということだと思いますので、これからの都市計画のあり方だとか、いろんなこと考えていけばいずれ大切な話になってくるかと思っています。そういうところをきょう、あすすぐとは言いませんけれども、しっかり考えていただいて、拡張性を持った余裕を持った都市の計画とってもらえればと思っています。その辺はこれからのまた課題になってくるかと思っていますので、庁舎の建設にあわせてまたここで議論できればと思っていますので、そのときはぜひよろしくお願いしたいと思います。何かあれば、課長のほうから。町長ですか、あれば。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 施設を新しくつくるときに、私が町長になってからの思い出としては吹浦地区のにしだてをつくるときに地域の皆さんはもう実は建物ぎりぎりまでしか、あと以外は公園として活用したいのだというまちづくり協議会でそんな申し入れが町にいただいたことありました。考えてみますと、今あの当初の計画、まちづくり協議会の要望どおりやっていたら、まさに建物のぎりぎりまでの敷地しかなくて、車でも後ろに回れないような状況が発生していたと思いますし、今の新庁舎予定地の東側にもしめとんと民間で大きな建物等をつくった場合は、遊佐町役場のすぐ隣がもう何メートル離れないで民地、民間の施設ができてしまうということを考えれば、これから議論しながら計画がつくれれば求めるということはやぶさかでないと思っています。なぜならかつては、齋藤委員さつき伺って質問もありましたけれども、土地開発公社を持ってしまして、町が計画する前にかなりの先行で土地をばんばん買って、それを町が後追いの経過がございましたが、現在では先ほど課長が答弁したように計画のない土地はやっぱり買ってはなかなか難しい、買うことが行政としては難しい。土地開発公社がまだ残っていればそれはできるのでしょうけれども、なくしてしまったために計画をしっかり立てないことにはなかなか行政として土地を求めることというのはかなり難しくなっております。それら等しっかりまずは計画等の議論をしていかなければならないと思います。いい例が青葉台の住宅団地でありますけれども、私が町長就任したときは12区画残っております。もう平成7年で造成して8年から売り出したのですけれども、20年までの間に何戸も売れないで、何と12区画が残って、大阪有機のあの土地、旧八福神の土地も含めて残っております。トータルで住宅だけでほぼその当時の土地開発公社が7,000万円で遊佐町から土地開発公社を解散

するに当たり、あの青葉台の土地を遊佐町が7,000万円という大きな予算で買い取りをいたしました。トータルでは1億円ぐらいですか、全部の土地開発公社が持っていた土地を。ところが、何せ平成25年ぐらいから、あそこ何とか売りたいという形で、土地の値段をうちを建ててもらふことによって50%減額して、その分住宅の補助金という形で建設することとなっていますが、何せトータルで7,000万円を買った土地が全部売り切るためには2,900万円以上の補助金をつけて、一般会計からの持ち出しで。でないとおそこの土地、結局売り切れなかったということになります。かつて青葉台ニュータウン住宅団地分譲地新築助成金制度という制度を整えて、7,000万円を買った土地、実質は2,900万円も補助金をつければ、一般会計からの持ち出しをしなればなかなか買ってもらえなかったという現状を考えますときに、いや、大きいなという思いしています。ですから、しっかり計画をつくって、そしてやっぱり購入するものは購入する。そうしていかないと、その当時、平成7年でちょうど私と斎藤弥志夫議員が青葉台の造成始まった年にたしか当選したはずですよ。すばらしく格好いい名前で作るのだと。だけれども、できたらお米1年分出しますよと、何しますよといっても、結局売り切れなかったという形の中で、29年度までで全部やる。土地の値段の半分を住宅建てるときに補助しますって、新たな弁護士さんにも相談してつくった制度をもって完売できたということありますので、今の舞鶴地区の土地に関しても全てが分譲になって販売可能なのかは、私はそれは想定しておりません。半分ぐらいは恐らく賃貸、固定資産税相当の賃貸という可能性もあるのだと思いますが、町がやっぱりあそこに若い世代を呼び込むのだという決意を持ってやらないと、なかなかもう有利なところ、特に遊佐町の残念だったところは都市計画税の賦課を求めたわけですよ、一番真ん中のいいエリアに。都市計画税があるということは、固定資産税が2割5分増し、プラス25%の固定資産税を都市計画税を払ってもらわなければならないということになりますと、土地、建物に関する固定資産税の25%というのはやっぱりかなりきつと思います。それらを考えれば、若い人から住んでもらえる、逆に言うと世代によって今住宅の支援金制度もありますけれども、税金等の支援制度等もなければ、今どこでも、山形県内どこでも移住定住、定住促進、競い合っているわけですから、今まで想定していなかったような制度もつくりなないとなかなか太刀打ちできないという状況ありますので、役場の隣に関してはできれば検討委員会でそんなすばらしい提案いただければありがたいのですが、検討委員会ではなかなかそこまでの話は出てこないということですので、今初めて赤塚委員から提案いただきましたので、しっかり意見等を求めて検討していきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） これからも、安い買い物ではありませんので、しっかりとした議論、これからも続けていければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

さて、話は変わりますが、今回11ページ、商工費のほうで遊佐駅のえきねつとの導入に伴う補正予算出ていました。これは切符を買うには非常にありがたいシステムを導入していただける状況になったなと思っています。これで非常にJR陸路を使った東京等、遠隔地への移動というのは非常にしやすくなったのかなと思っています。ただ今回、直接えきねつと、JRのほうの話ではありませんけれども、観光とか人の移動ということを考えたときに、産業課よりもどっちかというと企画のほうがいろんな形で重要になってくるかと思っております。そこで、先日LCCが就航になりまして、町長も就航時には看板持ってテレビ映っていましたし、議員の中でもLCC使われて東京行かれて非常にぐあいがよかったという方いらっ

しゃいました。そこで、新聞報道ですけれども、酒田市のほうでLCCに対して助成を出すという話出てきました。これ旅行代理店の枠はやっぱり少ないですから、ほとんどがLCCの場合はインターネットでの申し込み、だからこそ安いというのがあるのですけれども、ただこの地区、庄内エリア、当町なんか特にそうだと思うのですけれども、対象になる方というのは、では町民の方誰だとなったら、やはりある程度年配の方というのも非常に対象になってくるかと思えます。そうなってくるとインターネットでの予約が非常にふなれな方というのは多くなって、代理店という形になるかと思うのです。庄内空港の利用促進も含めてLCCの利用を促進していくのは重要な観光の手段としての一つかと思うのですけれども、その辺企画のほうで何かしらその対応策、酒田と連動でもいいのですけれども、その辺考えていないでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今現時点においてLCC利用に係る町単独の助成金については予定をしていないところでございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） やっぱり新しい交通手段できたわけですから、これを育てていくというのも我々の重要な目的の一つかなと思っていますので、この辺はぜひ考えていただきたいと思っていますけれども。今回酒田のほうで1件当たり1,000円の助成を出すという話です。酒田市の市民の方が酒田市にある代理店を使ってLCCを申し込んだ場合、市が1,000円負担するのはわかるのですけれども、では遊佐の方が酒田の代理店、旅行代理店ですか、行って購入したときというのは多分対象にならないのかなと。制度上、制度からすればならないかなと思うのです。その場合、遊佐だからあなたはだめですよなんてことは言わないと思うのですけれども、なかなかその辺不利なのかなと思うのですけれども、その辺何か情報持っていますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

私も新聞で見た情報しかありませんけれども、乗車券の取り扱いに対して1件1,000円の助成を代理店にするというふうなお話でございました。旅行代理店につきましては、酒田市民の方が対象というふうな記事でございました。町内の方も酒田市内の旅行代理店に手配をお願いをすればとってくれるというふうには思いますけれども、その分やはり手数料も一定かかるのだろうなというふうに思っているところでございます。よろしいですか。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） だとすれば、やっぱり遊佐町の観光、また人の行き来考えていった場合、LCCというのは一つの旅行者を呼び込む大切な手段だと思いますので、やっぱり育てていくという観点からすれば重要かと思えます。ただ、だからといって、では遊佐町の町内で大きく旅行代理、チケットなんか扱っているところといいますと、やっぱり観光協会になるのですけれども、そこはANAの代理店をやっていますので、競合するような格好になると非常にまずいかなとは思いますが、それでもやっぱり一定程度必要かなと思っています。何らかの形でそういう何かしら助成できる手段を考えるべきだと思うのですけれども、その辺、町長何かご意見あるようですけれども、もしあれだったら、町長。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 全日空の庄内空港と、それから日航の山形空港からの補助の割合が非常に内陸が手厚く、庄内が非常に冷遇されているという現状もありますので、今のジェットスターも含めて空振協、本当は全体的に見ていくという、議論していくという形が大体ベターだと思ったのですが、やっぱり丸山市長さんはみずからジェットスターに出向いて切り開いてきたのだという自負のもとに市単独でも支援しようという形で多分補正につけたと思っています。遊佐町としては、鶴岡、庄内町、三川、酒田、同じ足並みでということになれば、やっぱり空振協という場でそういう議論をして、そして共通に負担を出し合っという形のほうに進んでいければなと思っています。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員、補正予算に沿った質問構成していただければありがたいですが。

8番（赤塚英一君） 今委員長からもありましたので、余り道を外れられないかと思えますけれども、今えきねつが入って、この40万円がいい形で生きる状況をつくっています。ただ、かといって今町長おっしゃるように県としてはやっぱり内陸のほうの手厚くなっています。えきねつが今入ったから、では新幹線が庄内走ってくれるかという非常に疑問ですし、県がそこまで力を入れているかとまあ全く見えないような状況です。内陸のほうで引っ張りたいので、庄内もついでに入れていような何かイメージがあるような新聞報道になっています。それらも含めればやはり遊佐町、ジオパーク、その他いろいろな形で今全世界に打って出られるような状況に少しずつなっています。環境整備なっています。そういうところからすれば、鉄路、陸路に含めてこういう空路の助成というのは今後重要になってくるかなと思っています。確かに町長おっしゃるように、それは協議会で、全体でというのはわかりますけれども、なかなかそこに行くまでは時間かかりますので、手っ取り早くやっぱり遊佐町に人を呼ぶための手段としてきちり確保するためにはやはり利用率を上げる、そういうことから考えればこのLCCなんか也非常に重要になってくるのかなと思っていますので、ぜひ早急にその辺の手段、何かしら考えていただければいいかな形で遊佐町の発展に寄与できるのかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして終わります。

委員長（菅原和幸君） これで8番、赤塚英一委員の質疑は終了いたします。

9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） まず最初に、先ほどの2番委員への答弁、一般質問のときの答弁ときょうの答弁は違っておりまして、2つの答えが出ております。その中でどちらを信用して今回の補正の審議をすればいいかというふうにと考えると、もう少し丁寧な説明が欲しいと思ひます。野沢のバス停のお話ですけども、先ほど補足の説明はありましたけれども、あくまでも今回まないとの上につていのは午前中課長が答弁したいわゆるスーパー農道の歩道へのバス停ということで金額が載っているわけですけども、地元はそうは考えていない。今まで村というか、集落前まで引き込んでいただきたいということなので、その辺はつきりしないと我々も判断できないので、その辺補足なのか、それとも訂正なのか、はつきりお聞かせ願ひたいと思ひます。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

まず、金額のほうでございすが、積算の根拠ということで野沢のバス停の待合室についてはスーパー

農道に置いた場合の金額ということで積算根拠を出しております。申し上げましたとおり、野沢集落内に入れるようにという要望を、強い要望を受けまして、そちらのほうに設置、同規模の待合室を設置する方向で調整をしているということでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） では、積算は当初の積算でスーパー農道に建てる金額において今回上程しましたが、集落内に入ることを前提の上、前提というか、検討を約束しながらこの議決をいただきたいというふうに訂正という形で我々は理解してよろしいですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） おっしゃるとおり集落内の待合室の設置という方向での計上ということでご理解いただきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 私も隣の集落なので、家に帰るとやっぱり説明を求められることもあろうかと思っております。そういうことであるならばわかりました。了解をいたしました。それだけがちょっとひっかかっておりましたので、再度質問させていただきました。

それでは、その項は終わりました、11ページ、林業費の中で、1項林業振興費、19節の説明を見れば遊佐町被災ブロック塀木製化支援補助金ということでございました。この内容について原資も含めてご説明願いたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この遊佐町被災ブロック塀木製化支援補助でありますけれども、6月18日に発生をしました山形県沖地震においてブロック塀が倒壊をしまして、非常に危険であるということで、県の林業課のほうで正式に県産材を使用して県の山形式フェンスという木製のフェンスでありますけれども、それに倒壊したブロック塀をかえた場合については県のほうで補助金を出すという制度ができました。その補助金の助成の条件としては、町のほうでも2分の1以上の補助を出すというのが条件でありましたので、今回助成の上限は100万円ということで、県と町が2分の1ずつ持ち出しをするということで、購入負担は残り2分の1という形で総額事業費としては200万円、そのうち2分の1を県と町で負担するというような制度になっております。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） これは、今回の日本海沖地震に限るわけですが、恐らくそのほかに県のほうでもブロック塀に関してはさきに登校中の女子生徒が亡くなられたという痛ましい事故がございましたので、当然後で教育課のほうにもお伺いしたいのですけれども、その辺の点検などを行ったはずですので、その辺の情報をいただきたいですし、県のほうでもこれに限らずブロック塀もかなりはやり廃りからいえば昭和初期のブロック塀ですので、最近は生け垣であるとか木の木塀とか、そっちのほうかふえているのかと思います。ブロック塀からの切りかえについて県のほうで何かそのほかでいわゆる補助的なものがあるのかどうなのか。町としても家屋だけでなく、そういうブロック塀等々の切りかえに補助をする考えがあるのか、その辺あわせてお伺いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

産業課サイドのほうとしての補助制度についての説明をいたしますと、現在県のほうでさきの山形県沖地震が発生した影響で起きたブロック塀の倒壊については、農林水産部のほうでそういった補助事業を新たに起こしたということでありますので、今回計上させていただきましたが、町独自としては産業課サイドでは現在のところは地震において被災した場合だけでありまして、それ以外のものについての補助制度はございません。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） ブロック塀についてのご質問だったと思いますが、町内5小1中学校の敷地内において危険と思われるブロック塀はないというふうに把握してございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 新人委員もおりますので、その辺は再度確認したところですが、ただし、学校の周辺のみ調査のようで、いわゆる登校路までは恐らく点検していないところだと思いますので、その辺は危機管理のほうで今後していただければ大変ありがたいと思います。その辺をお願いして、この項は終わりたいと思います。

同じページ、商工費の中に商工振興費、19節がんばる商店街応援事業費補助金40万円が計上されております。その辺の内容についてまた質問させていただきます。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

がんばる商店街応援事業費補助金40万円ではありますが、事業の概要としては来月から消費税が値上げされます。税の引き上げ後の商店街における消費の落ち込み抑制と商業の活性化を図るためということで、事業主体となりますのは商店街でありますとか、事業協同組合というような組織になってございますので、今のところ町のほうに申請予定されておるものは遊佐ショッピングセンター協同組合とゆぎスタンプカード会ということで、2団体から申請があると。補助対象経費につきましては、消費税の引き上げ後の生活応援セールを行った場合の広告代という、そういった周知に係る経費を補助するというので、補助率については1団体当たり20万円が上限となっておりまして、全額補助ということで県と町が2分の1ずつ負担をするということになってございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 対象となるのは団体だけということですが、がんばる商店街応援ということでいけば、もっと頑張っている人がいると個人事業者でも思うのですけれども、その辺は対応されないのですか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

こういう事業の内容として商店街や協同組合等が対象となっておりますので、商店街、商店に加盟している方は対象になりますけれども、一個人として行う場合はこの制度においてはちょっと対象にならないということになっております。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 今ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、この補助金によって何の事業を行うということが前提なのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

対象となる経費につきましては、10月からの消費税の引き上げ後に取り組みます生活応援セールなど販売促進に係る事業の広告費ということになってございまして、そのチラシの印刷代でありますとか新聞広告の折り込み代というようなことが対象になるようございまして。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 了解しました。

ページ戻りますけれども、10ページの一番下になります。農林水産業費の5項農地費、農道整備工事費ということで工事請負費の15節に出ております。その内容についてご説明お願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

農道整備工事費として今回95万円を補正させていただきました。この対象となる場所は、大楯地内の農道の補修工事という形になってございまして、長さが125メートルほど、大楯集落の北側にあります農道の補修工事ということでございまして、農地・水のほうから95万円、それから町が95万円という形で負担するものであります。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 農地・水ということで、これ完成検査はどちらのほうで行うわけですか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

農地・水の部分につきましては、農地・水の管理者のほうで行いますし、町のほうで負担している部分につきましては町がやるということでありますので、今回は同じどこからどこまでという制限もございませんので、両方で一緒に行うような格好になろうかと思っております。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） いわゆる農地となれば町道とは全然規格が違うわけですので、検査項目についてどのような検査をするのか、お手元でわかればお願いします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

通常設計どおりの長さで工区ごとの長さを計測し、それから幅、それから道路の厚さというのが検査項目になってございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 農道と町道のいわゆる幅と厚さ、その辺の違い、もしわかればお願いします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

通常町道であれば幅が4メートルというふうな規格があるようでございますけれども、農道については今のところは既設の農道に舗装を施すということでありますので、農道の幅によって多少幅の大きさが変わってくる場合もあるかと思いますが、通常のまず農機が通れる幅以上の規格になっているかと思えます。すみません、詳しい基準はちょっと把握しておりませんでした。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） 私も農地があるわけですから、今農地・水関係でそのような事業が入るわけです。しかし、幅にしても、幅はいいとして、アスファルトの厚さが薄くて、1年もすると雑草がアスファルトの中から生えてくるというような現象が起きているようです。それと一緒に農地・水でやると5メートルとか、それから10メートルとか、あとコーナーだけとか、ちょっとお金が余ったのもう2メートル足しに来たとか、とても何とも中途半端なことをやっているようなので、トンネルにしてもここを通っていくわけですので、町としても監督責任があるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

なお、先ほどの農道の幅でございましたが、一応今回は3メートルということで実施をする予定であります。

それから、農地・水との検査でしたっけか。

（何事が声あり）

産業課長（佐藤啓之君） 農地・水の、今多面的という形で事業の名称が変わっておりますけれども、その中で実施をする基準としましては大体200万円程度の予算で1カ所ずつ行うというような条件になってございますので、どうしても施工できる長さが何メートル、数十メートルという単位に限られてきます。毎年度各農地・水の組織の中からどこを施工するのが計画を出していただいておりますので、それをもとに少しずつしか今のところは工事を行うことができないというような状況になってございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、阿部満吉委員。

9番（阿部満吉君） いろいろ予算的に限られています。やっぱり壊れやすいコーナーであるとか、その辺の縛りはあるようですけれども、でき上がりに不安があるようですので、その辺はやはり町道並みの強度を持ったものでないと、今後直すにしても大変なことになろうかと思えますので、あれ一度やってしまうと町に幾らお願いしても農道は直せませんということになりますので、その辺の監督ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうは答弁をもらって質問は終わります。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

実はその件につきましては、きのうの常任委員会の中でも話題提供いただきましたので、どうしても農道といいますと施工が不十分なところが前にございまして、道の真ん中から舗装した後にタンポポが出てきたという話もありましたので、そういったことのないように農地・水と我々のほうで責任を持って舗装工事をやるように心がけますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。



委員長（菅原和幸君） これでも9番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 私からも2つくらい簡単に質問させていただきます。

まず、10ページの畜産業費、畜産経営競争力強化支援事業費補助金53万7,000円とありますが、この内容について伺います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

畜産競争力強化支援事業費補助金ということで、杉沢のほうで堆肥舎の整備事業を行います。その関係で、それに対する事業費の国が3分の1で県が12分の1、町が12分の1の補助該当になっておりますけれども、その事業費が増嵩になりましたので、その差額分の53万7,000円を今回補正計上したものであります。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 畜産で肉関係でいえば豚肉、それから牛肉の生産になるのではないかとはい思いますけれども、随分最近また海外のほうからも肉が入ってきているようでございます。その辺を考えると畜産業界というのは結構厳しい状況に置かれているのではないのかなと思っておりますけれども、このように堆肥の堆肥舎を整備するということは、それはそれで将来性のある設備投資だとは思いますが、現状あるいはこれから先のことを考えても畜産関係の未来というのは私は結構厳しいのではないかなと思っております。個人的には、そんなことも考えてみますと、よほど合理化したような経営をやっていないと、行き詰まらなければいいのですが、そういう形にもなろうかなと思うのですが、畜産業界の見通しのようなものは大ざっぱに言ってどんなふうに捉えているのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今のところ畜産農家については、昔から比べれば減ってきているのは確かだと思いますけれども、養豚経営についても1名の方がことしおやめになったという経過もございます。ただ、畜産関係の農協の部会なんか見ますと、若い後継者の方が育っております。それなりに規模拡大をしながら畜産プラス稲作でありますとか、ホールクroppサイレージも取り組んでおりますので、今のところはそんなにほかの稲作の後継者の方々と比べるとそんなに畜産のほうは心配はしていない状況であります。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） そんなに心配なく将来もやっていけるのではないかということの見通しのごとくでございますけれども、ぜひそのようになってもらいたいものだと思うところであります。この点はこれで終わります。

13ページの一番最後のところなのですが、オリ・パラ聖火リレー準備委員会負担金150万円ほどこれ予算あります。オリンピック来年の7月、8月ころあるわけですがけれども、実質的な開催の期間は約20日間くらいのものでして、生まれればもう1カ月もしないうちにあっという間に終わってしまうというか、通常の見方からいえば一種の大きなイベントであって、大きな花火を上げて終わるような、そんなイメージがどうしてもつきまといまいます。ですが、それはそれとして、とんでもないお祭り騒ぎを今やろうとしている

ようなものなので、この国に来たときしかこういうイベントには参加したくても参加することもできないということにはなりますので、町内を聖火ランナーの方が何か6人くらいらしいですけども、走るようになっていくということのようでございます。これは、応募してもらおうという形をとっているのではないかと思うのですが、この応募制というふうなことになっているのでしょうか。

それと、6人を超えて応募があった場合、選考しなければならなくなるということだと思います。そのとき、どんなふうにもまず人を選ぶというか、ことになるわけなので、すべきなのか、余り私もその辺については明快な選考の仕方というのはちょっと見当たらないようにも思えるのですが、準備委員会というものがあるわけなので、準備委員会が選考するのが順当のようにも見えますけれども、ただもっと若い人たちからある程度政治に、政治というか、行政にも、あるいは社会運動のようなことに関心のある若い皆さんからも選定してもらおうのも一つの方法ではないかと、個人的にはこのようにも考えるわけです。ということになりますと、中学生、高校生のある程度意欲のある方々ということになりますと、少年議会というものがあるわけなので、この皆さんから聖火ランナーを選んでいただくのも一つの方法ではないかと考えるところなのですが、この辺についていざれどういふふうになるかわかりませんが、選ばなくてはならないということになりますので、考え方を伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 予算については、スポーツ振興基金というのですか、昭和54年からスタートした基金のうち、平成16年以降、15年に体協にたしか払い戻した以降、全く活用していないスポーツ振興基金から今回の予算を150万円活用させていただこうという形で今回計上します。中身とすれば、やっぱり準備委員会でいろいろ集まっていたら、それからのぼり旗立てるとか、いろんな企画をオリンピックに向けて、3月の議会で予算が決定してからこの遊佐町来ることになったわけですから、なかなか組みなかったのですけれども、この機会にやっぱりしっかり。実は今年度中がコマーシャルしていく最大の機会なのです。あと、20年の来年度になってしまうと4、5、6で3カ月で、予算執行そこまでできないということなので、今実は山形県から遊佐町さんからはこれだけの人数が応募がありましたよという一覧が教育委員会にこの間届きまして、私のところに決裁が来たところです。申し込んだ方の具体的なお名前とか、どうやって、20日まで選んでくださいよと言われてます。20日まで県に報告せいで、その候補者と補欠の方と。まさに今委員おっしゃったようにやっぱりその公平性とか、若い世代にどう興味を持っていただくかということであれば、本当に少年議会の町長さんもいらっしゃいますし、議員もいらっしゃいます。議長もいらっしゃいます。彼らが立ち会いのもとに公平に選んでいただければ、次の世代が、あつ、俺たちの代表がオリンピックの聖火を、1人なのです、今行政で選べる者は。あとスポンサーが何人が選ぶということになってますので、遊佐町ではまず候補者という人は1人しか選べない。そして、補欠の人も1人選ばなければならない。まさに議会の皆様から今こうしたほうがいいのか。斎藤委員から話ありましたように、うちの町だけなのです、山形県で少年町長とか議長とか議員とか持っているのは。彼らからフェアな形で公平に公正に選んでいただいて、少年議会がその立ち会いをする。議会も立ち会い望む方もいらっしゃるのでしょうけれども、そんな形で選んでいただければ、もう私も一番肩身がほっとします。あの選び方によって、あれフェアではなかったのではないかとやはり言われるのが一番頭が痛い問題ですから、今すばらしい提案をいただきましたので、それら等庁舎内会議で検討して、少年議会等に

選んでもらえますか、立ち会いしてもらえますかってお願いをして、了解してもらえれば、本当若い力から活躍していただければありがたいと思っています。ありがとうございます。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） この前私も少年議会の会合というか、議長あるときちょっと都合悪くてかわりにちょっと出席させてもらったのですけれども、若い皆さん方の意見などもかなり立派なものがあると思っていました。ただ、個人的に言いますと高校3年生もいて、中学1年生もいるわけです。この高校3年と中学1年、かなり違うと。この人方が同じところに来て、何か同じようにやるのでしょうかけれども、中学1年くらいの皆さんが高校3年生と一緒にあって同じようにやれるのかなと、個人的にそんなふうにならなかつた場面もあつたのですけれども、ただいろいろ話聞いてみますと立派な意見を述べるものだなと思っていましたので、この人方からこのオリンピックの聖火ランナーの件について検討していただくのも私は一つの方法ではないかと思えますので、そういう捉え方もあるのではないかと受けとめていただければ、それで結構なことだと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

私の質問はこれで終わります。

委員長（菅原和幸君） これで11番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） それでは、私からも質問させていただきます。

歳出の企画費、委託料。委託料ではない、その下の負担金補助及び交付金、19節遊佐町若者海外体験促進事業費補助金、この内容をちょっと伺います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この事業につきましては、県が新規に今年度立ち上げた事業ということになります。若者のパスポートの新規取得を支援するものということで、対象者が19歳から29歳の新規取得者というふうになっております。補助の施行については、4月1日に遡及をして行うというふうになってございます。金額については、1人当たり5,000円を補助をするということで、15人分を予算化したものでございます。県の事業でありますので、県の負担金と町と各2分の1ずつ負担をするというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 県の肝いりで行った事業ということではありますが、19歳から29歳の意義はどこにあるのか伺います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 県のいわゆる補助金制度、県が作成した補助金制度の概要ということで資料をいただいております。グローバル人材の育成及び海外との相互交流の促進を目的とするというふうになってございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 何かもっともらしいわからない説明でございました。19歳から29歳は、もうほとんど一般、大学生を含めれば自分で所得がある世代ですよ、これ。それに5,000円やって、果たしてどうなるものかなというふうに思います。それに町がのっかって半分出すのだという話ではありますが、これを見

て皆さんも、えっ、何である、一瞬ですよ。あっ、これで遊佐町もハンガリーに行く若い人たちの新しく、多分あの子たちは新しくパスポートを取るのです、まだ若いから。ああ、その子たちのためにもなるのだなと思って話を聞いたら、19歳から29歳。それは何じゃもんじゃという話でございますが、町も2分の1なので、前の話をしてちょっとあれなのですが、老人クラブの地域支え合いの事業があつて、県の事業であつて、遊佐町がそのかなりの部分をもう消化して、もう遊佐町さん、次の年やめてくださいよと言われた例があつて、それでも後から町単でその事業をいまだに続けております。これ1年限りなのですか。これからずっと続く。ちゃんと、まず答弁で。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

県のいただいた資料によりますと、令和元年度というふうに記載がありますので、まずは今年度限りというふうなことだと思います。通常であればこういった助成事業については3年程度は継続というふうな認識もございますけれども、その場合であればまた来年度改めて要綱が制定されるというふうに認識しておりますし、今現在いただいている資料では今年度のみの事業というふうになってございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） そうなると、たまたまことし取った方がおいしいお菓子ぱくっと食べて終わりというような感じになってしまうのですよね。せっかくなので、町としてはこれを町単独で年齢を下げて、これから長年続くような制度にしてもいいのかなというふうに思います。それが12歳から29歳、29歳は要らないと思いますが、その辺ちょっとせっかくこういうようなパスポート取得の補助金が県が主体でできたので、町も、特にうちの町は若い世代をハンガリー等に海外視察させて、将来のグローバルな考え方を持った若者に育てようという認識が大きい町でありますので、これは私たちの町には必要かなというふうに思いますが、町長、どう思います。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 我が町での実はパスポート取得については、庄内支庁まで行かなければならないというのが一番やっぱりネックだと思っています。酒田市と共同でパスポートの配付というか、市役所でパスポートが発行できるようになれば、これは酒田市にお願いするしか今ない状況なのですけれども、やっぱり庄内支庁に行かなくても遊佐の町民が酒田市役所でパスポートが合同で発行できるということが一番の課題だと思っています。

それから2つ目、実は中学生でパスポートを取るということは、5年間ですから、15歳で取れば、もう20歳ではまた新たなパスポート、5年間しか若いうちは取れないので、その世代がハンガリーとか、今ソルノク派遣している中で、幾ら中学3年生で取っても、もうその次行くとき、19歳、20歳、そのときにやっぱりパスポートを新たにまた取得をしなければならないという形を考えますときに、あっ、こういう制度もありなのかなと私は思っているのです、いわゆる19歳からという。町で単独で、果たしてそれ、そんな金額はかからないと思っていますけれども、やっぱり本人が行かないとパスポートというのは、あれたしか2回ぐらい、本人が申請のときと受領のときと本人が直接行かなければならないということを考えますときに、その手間だけでバス代だけで何千円もしてしまうのかなという思いもしているものですから、どういう形の応援の仕方がいいのかも含めて、今提案いただきましたけれども、少し観光関係とかやっぱ

り議論していただくという場が必要ではないかと思っています。一方的に町が決めるのではなくて、やっぱり議論の場をつくりながら若い世代のパスポート取得についても議論して決めていければありがたいと思います。提案を承らせていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 今町長がおっしゃったように、こういう事業が出てくると、ああ、そうかと。ああ、これを少しうちの町ではどういうふうな事業に展開するのかわからないのか、このままでいいのかという考えさせる一つのポイントになりますので、まず今町長言ったようにどう町にとっていいのかという部分をまずは考える一つのポイントとしてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ちょっと10ページの3目の児童福祉施設費の19節、先ほども聞いておりましたが、遊佐町保育所等整備事業費補助金ということであります。先ほどの説明ですとゼロ歳児6人、1歳児6人、2歳児6人ということで、ちょうど国の3歳児以上の保育の補助対象の下の部分を保育していくということですが、実際要は保育料をもらって、そして従業員のお給料を払って、そして成り立っていくものでありますので、その18人という人数、今ゼロ歳児が普通の家庭という言い方はおかしいのですが、大体どのぐらいの保育料なのか、それで月幾らの保育料が大体入っていくのか、その辺のことを試算したとかはあるのでしょうか。課長。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

保育料につきましては、今回の質問とはまた別に保育料無償化ということで、この10月から無償化が始まるというふうなことで、委員の皆様のお手元にも資料としてお渡しをしておりますが、そのような形で国が中心になって無償化を進めるということですが、遊佐町では平成28年度から国に先駆けて無償化、ゆざっ子エンゼルサポート事業という形で行ってきております。ただ、そのときに無償化の対象になったのは3歳以上ということでありまして、今委員がおっしゃったゼロ歳、1歳、2歳につきましては相変わらず保育料を頂戴しているという状況でございます。保育料に関しまして、現行の保育料はいわゆる3歳未満という部分につきましては7段階に分かれておりまして、その段階は所得によって、正確に言うと所得割課税額によって段階が分かれているという状況でございます。一番低い段階の方ですと、いわゆる生活保護の方ですとゼロから段階が一番高い段階、所得割課税額が30万1,000円以上である世帯の方につきましては5万1,000円ということで、その刻みが7段階あるという状況であります。もちろんこれは保育料という形でいただいておりますけれども、今質問のあった件につきましては新しくできる小規模の保育施設がどのような形で収入を得るかという質問だったと思いますが、そうなってきますと保育料という形でいただく収入はもちろんありますし、町からその施設のほうにお支払いをする経費もございまして、そういったもので経営をしていくという形になろうかと思ひます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 総事業費が七千四百幾らということで、75%の補助金であります。でも、1,800万円近くの自己資金を出して、最低でも4名の職員がいないとこれはできない。お休みもあれば、だからもう1人、2人はあるのですけれども、最高で5万8,000円を掛ける18にしても、この保育料では運営していけないと思って今お話を聞いたのであります。そうすれば町からそれなりの補助金が行くという話であ

りますが、町以外に県とか国とかというような補助対象になっているのか、それで初めてその運営が成り立っていくのだと思いますが、どのような補助体制になっているのかお聞きします。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

今回の小規模保育施設につきましては、民間の施設というふうなことになります。民間の施設ということでありまして、平成27年度から国の保育に係る経費を支出をする形が変わりまして、児童福祉の国庫負担金という形で、子供のための教育、保育というふうなものの中から支出をするということで、その基準がございまして、それぞれの子供たちの年齢だとか数だとかに合わせまして、あと施設の規模に合わせまして標準的な価格が決まっております、それでもって算定をした金額をその施設のほうにお支払いをするという形をとってございますので、民間の施設でありますので、そのような基準に沿って算定をした金額を新しくできる小規模保育施設のほうにお支払いをするという形をとることを想定しております。具体的な金額については、ちょっと手持ち資料ございませんので、以上です。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 保育料のゼロ歳から2歳未満の平均的な保育料の金額はわからないようですが、最高は5万8,000円で、中間をとって4万円にしても、4人、5人の職員の人件費ですぐ飛んでしまうと、光熱費も出なければ維持費も出ないような、そういうもので、それで1,800万円の自己資金を返していくということだったので、果たしてどういう公からの補助金等で多分つないでいくのだろうと。先ほどゼロ歳、1歳、2歳という若年の保育が今多くなっていて、既存の保育園ではやっとやっとだという話で、ありがたい話だというふうにありました。だとすれば、こういう施設が今回1施設なのですが、果たしてどれぐらいの施設が欲しいのかというふうになります。これは民間ですので、あんばいがいいので、もう一つつくってくださいというわけにもいきませんが、その町のはここ1カ所、このぐらいの人数を保育していただけるのなら既存の保育所のキャバがちょうどよくなるというような考えなのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

今回の施設ができることによりまして18名のゼロ歳から2歳までのお子様の保育が可能になるというふうなことで、先ほども答弁の中で少し触れましたが、ぎりぎりの状態からは少し緩和できることが期待できるというふうなことで申し上げました。その1施設ができることによって、もちろん緩和はなるのですけれども、これからの保育の数の見込みにつきましては、今のところまだ何とも言えないと。この二、三年の動きを見ていますと確実にふえておりますので、今後もまたふえるようなことになるとひょっとしたら足りなくなるおそれは相変わらずあるということでありまして。ただ、そうは申しましてせめて来年、再来年ぐらいまでは何とか緩和をした状態は続けていけるのではないかなというふうに見ているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） ふえているということでありまして、まずはこういう事業所をうまく運営されてほしいなというふうに思っております。保育料では当然足りないということでありまして、その辺は当然老人介護施設等も同じことなのですが、まずはしっかり運営をしていただきたいということで質問さ

せていただきました。この項は終わります。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 委員長、すみません。そのようなことで、この事業については説明をしましたが、先ほど説明した中で国が支払う経費が施設のほうに入りますというふうな抽象的な言い方をさせていただきましたが、正確には子ども・子育て支援法に基づく給付があるということでありまして、国が先ほど私申し上げましたとおり基準に従って算定をした金額をその法律に基づいて施設のほうに支給をするということで、予算の科目につきましては児童福祉施設費の扶助費ということで支出をしているということでもあります。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 先ほども5番委員から企画の委託費の測量設計委託料ということで質問があったと思いますが、これは2,500万円の今予算を講じて、これから設計の入札に入ると。それはいつごろになるのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

予算を議決いただいた後に速やかに行いたいというふうに思っているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 速やかにとということではありますが、この2,500万円の根拠というのはどこが根拠なのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

概算の数量によりまして専門事業者から見積もりをいただいております。それに基づいてというふうなことでありますけれども、それをそのいただいたものを基本としながら、精査をしながら地域生活課の職員に設計書の作成を依頼をしているというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 概算金額を依頼したと、専門家に。その依頼したことに係る予算というのはあるのですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

見積もりをいただくということに関しては、どこからも費用負担はしていないということでありまして、見積もりをいただく場合は基本的に無料でいただくというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 見積もりをいただくときのその会社というのは、ある一定の会社なのか、複数あるので、この間はこの会社に見積もりをしていただいたと、次はこの会社に見積もりしていただくというような形で見積もりは会社をこう回りながら見積もりしていただくのか、その辺伺います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

基本的にはずっと役場の事業について同じ業者にといいことはありませんで、その都度一番最適な、ここにお願ひしてみましようかというふうなことで担当内で検討をしてお願ひをしているというふうなことでございませう。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） そのとき最適な業者、土木に関すれば何社もあつて、そのとき最適な業者という、どんなことで最適な業者なのか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） そういつた町で考へている事業について、いわゆる実績がある、あるいは経験がある、そういつたことを参考にお願ひをしたということでございませう。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） 実績があつて、それらを参考にして見積もりをしていただくということでありませう。わかりませう。

今この設計によれば、この図面いただきました20区画、線の内は20区画があつて、20区画を分譲するのだというふうなお考へ。ちょっとまだ早いのですが、前も町長言つていたと思ひますが、公に分譲するのていろいろお金はかかたけれども、それなりの値段で分譲したいという話でございませう。というふうになると、優しい分譲値段というのはどれぐらいに設定しているのか、これからなのか伺ひませう。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 分譲金額につきましては、近隣のいわゆる実勢価格あるいは若者に取得しやすい価格というふうなことも含めて総合的に検討して決定してまいりたいというふうにお思ひしているところてございませう。

委員長（菅原和幸君） 10番、高橋冠治委員。

10番（高橋冠治君） おっしゃるとおり総合的に検討して決めていくということでありませう。当然不動産鑑定士も入りながらいくのだらうと思ひますが、青葉台のように苦労しないようにしていただきたいというふうにお思ひしています。最終的に町の土地を貸して民間からアパートをまた建ててもらふ方法も最終的にはあるのですが、それは最後の最後の手でありませう、やはり分譲するのだと、定着してもらふのだと。やっぱり分譲していくことで建てれば定着しますんで、集合住宅、貸し家であれば、そこはまた違ふので、そこはしっかり分譲をしていただいて、あそこはすごくいい環境なので、いい環境の中でまずは若い人が暮らしさせていただきたい、そんなふうにお思ひします。

ちょうど3時になりますので、これで私の質問は終了します。

委員長（菅原和幸君） これで10番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時57分）

休

憩



委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

委員長（菅原和幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（菅原和幸君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議第53号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

佐藤光保委員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対です」の声あり）

委員長（菅原和幸君） ほかに討論を行う委員の方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

委員長（菅原和幸君） それでは、4番、佐藤光保委員、登壇願います。

4番（佐藤光保君） 日本共産党の佐藤光保です。新庁舎建設事業に係る部分について反対するものがあります。

庁舎建設の必要は理解しているのです。町民の方々も薄暗い執務環境が劣悪で職員の方々も気の毒だと思っているのです。そして、現庁舎の地盤の脆弱なことは明らかでした。じかに体験した新潟地震、宮城沖地震、秋田沖地震、中越地震、東日本大震災とそのたび新庁舎は地盤のより強固な場所へということが町民の方々の口に上ったのであります。近年の熊本、大阪、胆振東部の地震の苛烈さを見ればなおさらであります。ところが今の町のやり方はいえ、防災庁舎、そして新庁舎建設事業、さらには若者定住促進事業とまるでドミノ倒しを見せられているような気がします。いえば鳥海の頂から白木の浜まで遊佐町は広いのです。もっと事業を進めるに当たって発想の広がり欲しい。過度ないわゆる中心市街地活性化は周縁部を衰退、消滅させる危うい手法であるということを最後に述べて、反対討論とします。賢明なる委員各位にご賛同を切に求めるものであります。

以上です。

委員長（菅原和幸君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（菅原和幸君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第53号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（菅原和幸君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議第54号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（菅原和幸君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第54号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(菅原和幸君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、議第55号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

委員長(菅原和幸君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第55号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(菅原和幸君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、議第56号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

委員長(菅原和幸君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第56号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(菅原和幸君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、議第57号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

委員長(菅原和幸君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第57号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(菅原和幸君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、議第58号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

委員長(菅原和幸君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第58号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(菅原和幸君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後3時24分)

休

憩

委員長(菅原和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時59分)

委員長(菅原和幸君) ここで次のことについてご報告をいたします。

案文の取りまとめに当たり、4番、佐藤光保委員の討論については議第53号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)の議事に関する内容に沿った討論であるべき等の意見がありましたので、ここで報告をいたします。

それでは、報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長(佐藤廉造君) 報告書案文を朗読。

委員長(菅原和幸君) 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(菅原和幸君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後4時03分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

令和元年9月13日

遊佐町議会議長 土 門 治 明 殿

補正予算審査特別委員会委員長 菅 原 和 幸

